

入札公告に関する質問に対する回答

質問No.	資料番	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答	修正
1	1	入札公告	2	8	2 競争参加資格 イ 施設維持管理・運営業務に係る企業の参加資格要件 (7)	「本入札と同程度の仕様の契約を履行した実績を証明することができる者であること」とありますが、証明の方法とは契約書の写し等任意書類の写しの提出でよろしいでしょうか。この質問は第1次審査資料提出に係る内容ですが、質問回答が6月上旬頃、第1次審査資料受付が6月12日となっていることより、早期の回答を希望します。	貴見のとおりです。	
2	2	入札説明書	3	6	2 事業概要 (4) 事業内容 ウ 施設維持管理業務 (7) 建築物保守・管理業務 b 業務概要	「保守・管理に係る機器、備品の整理、管理、更新」とされていますが、これらの対象物は保守・管理を行うために必要な民間事業者が用意した工具や測定器などの機器や備品であり、国の資産となる機器や備品のことではないとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
3	2	入札説明書	4	19	2 事業概要 (4) 事業内容 エ 運営業務 (イ) 収容関連サービス a 給食業務 (a) 基本的考え方	「東日本少年矯正医療・教育センター及び東京西少年鑑別所へは東日本成人矯正医療センターで調理した食事を搬送」とありますが、女子中間ケアセンター（仮称）と同様にそれぞれの施設にて再加熱することは認められるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準を満たす限り、可能です。	
4	2	入札説明書	5	10	2 事業概要 (4) 事業内容 エ 運営業務 (イ) 収容関連サービス c 清掃・環境整備業務 (a) 基本的考え方	「国際法務総合センター敷地内」とあることより、女子中間ケアセンター敷地内の植栽管理及び環境整備は事業範囲外との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおり、女子中間ケアセンター（仮称）敷地内の植栽管理及び環境整備は事業範囲内です。	
5	2	入札説明書	9	3	8 競争参加資格 (1) 応募者の構成等 ウ	代表企業の定義はSPCに出資し、SPCから直接業務を受託又は請け負うことを予定している企業（構成企業）であり、SPCへの出資比率が最大の企業との理解でよろしいでしょうか。よって、代表企業のSPCへの出資比率が出資額全体の50%を超えている必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
6	2	入札説明書	10	18	8 競争参加資格 (2) 応募者の要件 イ (7)	「本入札と同程度の仕様の契約を履行した実績を証明することができる者であること」とありますが、これは令和7・8・9年度法務省競争参加資格（全庁統一資格）「役務の提供等」においてCの等級に格付けされている場合のみの理解でよろしいでしょうか。この質問は第1次審査資料提出に係る内容ですが、質問回答が6月上旬頃、第1次審査資料受付が6月12日となっていることより、早期の回答を希望します。	貴見のとおりです。	
7	2	入札説明書	10	18	8 競争参加資格 (2) 応募者の要件 イ (7)	「本入札と同程度の仕様の契約を履行した実績を証明することができる者であること」とありますが、証明の方法とは契約書の写し等任意書類の写しの提出でよろしいでしょうか。この質問は第1次審査資料提出に係る内容ですが、質問回答が6月上旬頃、第1次審査資料受付が6月12日となっていることより、早期の回答を希望します。	貴見のとおりです。	
8	2	入札説明書	12	35	13 価格証明書及び紙入札方式による入札参加申込書の提出	提出方法に関する記載がありません。ご指示をお願いします。	価格証明書及び紙入札方式による入札参加申込書においては、入札説明書記載の期限、場所まで持参又は郵送等（書留郵便等の記録が残るものに限る。）で提出してください。	
9	2	入札説明書	12	35	13 価格証明書及び紙入札方式による入札参加申請書の提出	「紙入札方式による入札参加申請書」は20ページに別添にて様式が示されていますが「価格証明書」に関しては様式が示されていません。任意様式との理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	

10	2	入札説明書	15	8	17 入札について (3) 代理人による入札 イ	「入札書には、所在地、商号又は法人の名称及び代表者氏名（個人の場合は氏名）を記載した上で、代理人であることの表示及び当該代理人氏名を署名又は記名すること（復代理人が入札を行う場合は、代理人を復代理人に読み替えること。以下同じ。）」とあります。復代理人を選任する際の代理人から復代理人への委任状は任意様式で構わないとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
11	2	入札説明書	15	8	17 入札について (3) 代理人による入札 イ	「入札書には、所在地、商号又は法人の名称及び代表者氏名（個人の場合は氏名）を記載した上で、代理人であることの表示及び当該代理人氏名を署名又は記名すること（復代理人が入札を行う場合は、代理人を復代理人に読み替えること。以下同じ。）」とあります。代理人若しくは復代理人が入札する場合は、様式11（入札書）において代表者氏名記入欄以降に代理人記入欄（もしくは復代理人記入欄）を設けて記載するとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
12	3	要求水準書	3	20	施設完工日	運営準備支援業務における事業費積算（必要な法定点検実施費用、管理费用等）ならびに運営業務における各個別業務（給食業務、衣類・寝具の提供業務等）での運営準備業務を提案するにあたっての条件となりますので、具体的な完工日をお示しください。	現時点においては、工事の遅れにより令和8年3月頃まで工期が延長となる予定ですが、詳細については、競争参加資格確認後にお示しする予定です。	
13	3	要求水準書	3	23	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No14にて「修繕又は更新を行う主体は、要求水準書案のとおりです。」との回答ですが、修繕又は更新は要求水準書の26ページ17行目及び31ページ21行目に記載の通り国にて実施することとなっているため、製造企業による修繕に必要な部材等の保有があれば国による修繕を行い、保有が無ければ国による更新を行うとの理解でよろしいでしょうか。	当該記載は、官民分担を定めたものではなく、機器等の故障・不具合に対し、修繕か更新の判断基準を定めたものに過ぎず、当該修繕又は更新を行う主体は、要求水準書のとおりです。	
14	3	要求水準書	3	23	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No15にて「修繕又は更新を行う主体は、要求水準書案のとおりです。」との回答ですが、修繕又は更新は要求水準書の26ページ17行目及び31ページ21行目に記載の通り国にて実施することとなっているため、製造企業による修繕に必要な部材等の保有のみだけでなく、メーカー保証期間を超過し、メーカー保守契約が打ち切りとなる建築物・設備についても、国による修繕又は更新等を行うとの理解でよろしいでしょうか。	当該記載は、官民分担を定めたものではなく、機器等の故障・不具合に対し、修繕か更新の判断基準を定めたものに過ぎず、当該修繕又は更新を行う主体は、要求水準書のとおりです。	
15	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No16にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
16	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No17にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
17	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No18にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	

18	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No19にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
19	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No20にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
20	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No21にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
21	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No22にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
22	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No23にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
23	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No24にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
24	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No25にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	

25	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No26にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
26	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No27にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
27	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No28にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
28	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No29にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
29	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No30にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
30	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No31にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
31	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No32にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	

32	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No33にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
33	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No34にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
34	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No35にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
35	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No36にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
36	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No37にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
37	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No38にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
38	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No39にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	

39	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No40にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
40	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No41にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
41	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No42にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
42	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No43にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
43	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No44にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
44	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No45にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
45	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No46にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	

46	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No47にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
47	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No48にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
48	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No49にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
49	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No50にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
50	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No51にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
51	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No52にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
52	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No53にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	

53	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No54にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
54	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No55にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
55	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No56にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
56	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No57にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
57	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No58にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
58	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No59にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
59	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No60にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	

60	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No61にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
61	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No62にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
62	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No63にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
63	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No64にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
64	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No65にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
65	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No66にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
66	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No67にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	

67	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No68にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
68	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No69にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
69	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No70にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
70	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No71にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
71	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No72にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
72	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No73にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
73	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No74にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	

74	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No75にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
75	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No76にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
76	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No77にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
77	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No78にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
78	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No79にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
79	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No80にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
80	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No81にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	

81	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No82にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
82	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No83にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
83	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No84にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
84	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No85にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
85	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No86にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
86	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No87にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
87	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No88にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	

88	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No89にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
89	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No90にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
90	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No91にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
91	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No92にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
92	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No93にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
93	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No94にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
94	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No95にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	

95	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No96にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
96	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No97にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
97	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No98にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
98	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No99にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
99	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No100にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
100	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No101にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
101	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No102にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	

102	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No103にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算すべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
103	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No104にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算すべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
104	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No105にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算すべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
105	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No106にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算すべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
106	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No107にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算すべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
107	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No108にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算すべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
108	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No109にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算すべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	

109	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No110にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算すべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
110	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No111にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算すべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
111	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No112にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算すべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
112	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No113にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算すべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
113	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No114にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算すべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
114	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No115にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算すべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
115	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No116にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算すべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	

116	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No117にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算すべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
117	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No118にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算すべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
118	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No119にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算すべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
119	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No120にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算すべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
120	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No121にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算すべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
121	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No122にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算すべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
122	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No123にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算すべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	

123	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No124にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算すべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
124	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No125にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算すべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
125	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No126にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算すべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
126	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No127にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算すべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
127	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No128にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算すべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
128	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No129にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算すべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
129	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No130にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算すべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	

130	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No131にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算すべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
131	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No132にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算すべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
132	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No133にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算すべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
133	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No134にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算すべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
134	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No135にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算すべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
135	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No136にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算すべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
136	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No137にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算すべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	

137	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No138にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算すべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
138	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No139にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算すべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
139	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No140にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算すべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
140	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No141にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算すべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
141	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No142にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算すべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
142	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No143にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算すべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
143	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No144にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算すべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	

144	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No145にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算すべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
145	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No146にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算すべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
146	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No147にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算すべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
147	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No148にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算すべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
148	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No149にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算すべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
149	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No150にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算すべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
150	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No151にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算すべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	

151	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No152にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
152	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No153にて「部品・消耗品等の妥当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。」との回答ですが、社会通念上の区分が曖昧な表現となるため、民間事業者の業務として何を見積書に積算するべきか判断致しかねます。当該項目の社会通念上の区分について、具体的な名称を資料にて区分分けしてご提示下さい。なお、回答がない又は回答が不明確な場合は、適正な積算が出来ないため当該項目に関連する業務は全て国にて実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	社会通念に照らして判断いただくほか、競争参加資格確認後に提供する資料等により算定してください。 なお、官民分担については、要求水準書のとおりです。	
153	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No154にて「リスク分担表（案）の」とおりです。」との回答ですが、リスク分担表（案）の2ページ目のNo23に記載されている「施設及び国が整備する設備、機器、備品等の損傷、滅失に対応する費用の増加」の国の責めによるものに該当するものとし、国にて費用負担も含めた対応に該当するとの理解でよろしいでしょうか。	個別の事案については、当該事案の種々の事情を踏まえて判断されますが、一般論として、契約書（案）第43条第2項第1号に該当すると認められる場合には、国が増加費用又は損害を負担します。	
154	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No155にて「リスク分担表（案）の」とおりです。」との回答ですが、リスク分担表（案）の2ページ目のNo23に記載されている「施設及び国が整備する設備、機器、備品等の損傷、滅失に対応する費用の増加」の国の責めによるものに該当するものとし、国にて費用負担も含めた対応に該当するとの理解でよろしいでしょうか。	個別の事案については、当該事案の種々の事情を踏まえて判断されますが、一般論として、契約書（案）第43条第2項第1号に該当すると認められる場合には、国が増加費用又は損害を負担します。	
155	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No156にて「リスク分担表（案）の」とおりです。」との回答ですが、リスク分担表（案）の2ページ目のNo23に記載されている「施設及び国が整備する設備、機器、備品等の損傷、滅失に対応する費用の増加」の国の責めによるもの及び、「第三者（被収容者等を除く。）の責めによるもの」は国又は第三者（被収容者等を除く。）が費用負担も含めた対応するものとの理解でよろしいでしょうか。	個別の事案については、当該事案の種々の事情を踏まえて判断されますが、一般論として、契約書（案）第43条第2項第1号に該当すると認められる場合には、国が増加費用又は損害を負担します。	
156	3	要求水準書	4	2	第3定義	実施方針等に関する質問回答書No157にて「リスク分担表（案）の」とおりです。」との回答ですが、リスク分担表（案）の2ページ目のNo23に記載されている「施設及び国が整備する設備、機器、備品等の損傷、滅失に対応する費用の増加」の国の責めによるものは国にて費用負担も含めた対応に該当するとの理解でよろしいでしょうか。	個別の事案については、当該事案の種々の事情を踏まえて判断されますが、一般論として、契約書（案）第43条第2項第1号に該当すると認められる場合には、国が増加費用又は損害を負担します。	
157	3	要求水準書	4	4	第3定義	保守の定義において「～性能の維持、機能回復又は危険防止のための部品・消耗品交換、～」とあります。消耗品の定義はありますが、部品の定義がありません。部品の定義をお示しください。	機器等を構成するもの、です。	

158	3	要求水準書	5	16	第2編 概要等 第1 運営理念 1. 業務の効率化	「民間事業者によるシェアード・サービス等の導入による業務効率化」とあり、対象業務の例示として「総務系業務（経理事務、運転事務等）、収容関連サービス（衣類・寝具の提供、清掃・環境整備等）」となっていますが、記載のない総務系業務のうちの庶務事務支援や各種統計作成支援、警備業務、さらには記載のない収容関連サービスの給食業務や理容等、医療業務支援の医療情報システム業務や医療機器等の整備、維持管理及び更新業務、医薬品・診療材料等の管理・搬送業務、医療関係事務支援業務もシェアード・サービス等の導入対象業務との理解でよろしいでしょうか。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 3による回答のとおりです。	
159	3	要求水準書	7	1	第2編 概要等 第2 事業対象	実施方針時の要求水準書（案）と、東日本少年矯正医療・教育センター、東京西少年鑑別所の収容定員が変更になっていますが、合計欄の収容定員数が合計したものと一致しません。どちらが正かご教授ください。	合計欄の誤りです。要求水準書を修正します。	○
160	3	要求水準書	7	7	第2編 概要等 第2 事業対象	実施方針等に関する質問回答書No159にて「貴見のとおりです。なお、施設維持管理業務に限らず、要求水準書案等における「職員宿舎」には新設される職員宿舎が含まれます。」との回答ですが、要求水準書に記載が無いため再度質問させていただきます。「職員宿舎（414戸）、敷地面積28、283㎡、建物延床面積27、260.5㎡」とされていますが、現行事業では「職員宿舎（354戸）、敷地面積22、724.00㎡、建物延床面積24、275.85㎡」と差異があります。次期事業の施設維持管理業務はケアセンターに併設される職員宿舎が含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 159による回答のとおりです。	
161	3	要求水準書	7	7	第2編 概要等 第2 事業対象	女子中間ケアセンター（仮称）の収容定員として420人とありますが、増員となる医療スタッフ（国職員）は何名程度の想定でしょうか。	医師、看護師、介護福祉士等の配置予定はありますが、人数等は検討中です。	
162	3	要求水準書	11	4	第2編 概要等 第4 体制 1. 業務責任者 エ 個別業務責任者	個別業務責任者について、自動車運転と警備など複数の個別業務責任者を兼務することは可能でしょうか。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 160による回答のとおりです。	
163	3	要求水準書	11	18	第2編 概要等 第4 体制 1. 業務責任者 ウ 兼務の禁止	「維持管理業務責任者・運営業務責任者は、原則それぞれの責任者を兼務することができないものとする」とありますが、維持管理業務責任者が建築物保守・管理業務の個別業務責任者を兼務することや、運営業務責任者が給食業務の個別業務責任者等を兼務することは可能との理解でよろしいでしょうか。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 162による回答のとおりです。	
164	3	要求水準書	13	8	第2編 概要等 第6 業務全体に係る要求水準 2. 業務提供時間帯	「事前に国と協議の上、業務ごとに業務提供時間帯を設定する」とありますが、日常作業については概ね開庁時間（8:30～17:00の間）に実施すると考えてよろしいでしょうか。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 163による回答のとおりです。	
165	3	要求水準書	15	24	第3編 業務別要求水準 第1 総括マネジメント (3) 業務内容及び要求水準	具体的な業務内容及び個別業務に関する要求水準の表において、「毎日」という記載がありますが、これはあくまでも業務実施日において毎日の業務頻度で行うという理解でよろしいでしょうか。	「総括マネジメント業務」の業務頻度であり、総括業務責任者等の勤務頻度を表すものではありません。	
166	3	要求水準書	20	13	第3編 業務別要求水準 第2運営準備支援業務 (3) 業務内容及び要求水準	実施方針等に関する質問回答書No165にて「含まれません。」との回答ですが、要求水準書の21ページの3行目に「建築設備のうち、国が指定する設備について必要な法定点検等を実施すること。」と記載されています。日常的に必要な電気事業法の保安規定で定められた点検（日次、週次、月次、年次）については、運営準備支援業務期間及びその期間以降においても国にて実施するとの認識でよろしいでしょうか。（メーカーが行う受変電設備年次点検や非常用発電機点検等の定期的な法定点検については、民間事業者が行うものと認識する。）	貴見のとおりです。	

167	3	要求水準書	20	13	第3編 業務別要求水準 第2運営準備支援業務 (3) 業務内容及び要求水準	実施方針等に関する質問回答書No165にて「含まれません。」との回答ですが、要求水準書の21ページの3行目に「建築設備のうち、国が指定する設備について必要な法定点検等を実施すること。」と記載されています。日常的に必要な電気事業法の保安規定で定められた点検（日次、週次、月次、年次）に含まれないメーカーが行う受変電設備年次点検や非常用発電機点検等の定期的な法定点検については、運営準備支援業務期間及びその期間以降においても民間事業者が実施するとの認識でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
168	3	要求水準書	20	13	第3編 業務別要求水準 第2運営準備支援業務 (3) 業務内容及び要求水準	実施方針等に関する質問回答書No166にて「貴見のとおりです。」との回答ですが、要求水準書に記載が無いため再度質問させていただきます。「施設運営が円滑に開始できる状態にすること。」とされていますが、施設維持管理業務としては、竣工引き渡し後の管準備支援業務として、建築物の確認、エネルギーマネジメントに関連する業務は不要との理解でよろしいでしょうか。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 166による回答のとおりです。	
169	3	要求水準書	21	3	第3編 業務別要求水準 第2運営準備支援業務 (3) 業務内容及び要求水準	実施方針等に関する質問回答書No167にて「新設される職員宿舎は、運営準備支援業務の対象に含まれません。」との回答ですが、要求水準書に記載が無いため再度質問させていただきます。「建築設備のうち、国が指定する設備について必要な法定点検等を実施すること。業務の詳細については、要求水準書第3編-第3-3. 建築設備保守・管理・運転監視業務を参照すること。」とされていますが、運営準備支援業務の対象はケアセンターの記載のため、ケアセンターに併設される職員宿舎については、竣工引き渡し後に実施する現状確認作業の点検等の運営準備は行いませんが、現行事業における問題点から入居していない部屋の換気作業は運営準備支援業務期間においても必要かと思いますが、民間事業者は行わないとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 167による回答のとおりです。	
170	3	要求水準書	21	3	第3編 業務別要求水準 第2運営準備支援業務 (3) 業務内容及び要求水準	実施方針等に関する質問回答書No168にて「貴見のとおりです。」との回答ですが、要求水準書に記載が無いため再度質問させていただきます。「建築設備のうち、国が指定する設備について必要な法定点検等を実施すること。業務の詳細については、要求水準書第3編-第3-3. 建築設備保守・管理・運転監視業務を参照すること。」とされていますが、運営準備支援業務の対象はケアセンターの建築設備と記載があるため、建築物については、竣工引き渡し後に実施する現状確認作業の点検等の運営準備は行わないとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 168による回答のとおりです。	
171	3	要求水準書	23	4	第3編 業務別要求水準 第3施設維持管理業務 1. 総則 (1) 業務内容	実施方針等に関する質問回答書No9にて「原案のとおりとします。」との回答ですが、委託範囲を一次対応にする、部品・消耗品交換の範囲を明示するなど、入札参加者が事業期間を通じてリスクを適切に予測し、事業費積算ができるような委託範囲又は契約上の工夫をすべきであるとの「PFI手法による刑事施設の運営事業の在り方に関する有識者会議での報告（令和6年4月）」が反映されていないと思料します。本事業において適正な事業費の積算が出来ないため、民間事業者が実施する部品・消耗品交換の範囲及び国が行う修繕の部位・部材交換の範囲を明示又は判断基準を示してください。なお、明示する際には、「社会通念上の区分」など人により曖昧な読み取り方が出来る表現ではなく、具体的な部品・消耗品名又は明確な判断基準で明示して下さい。	御意見として承ります。	
172	3	要求水準書	23	5	第3編 業務別要求水準 第3施設維持管理業務 1. 総則 (1) 業務内容	「事業者は、関係法令で定める本事業の対象施設内のすべての点検、検査、測定、記録等を含め、次の業務を行う。」とされていますが、入札時の図面に記載されていない建築物や設備の新築工事、増築工事、改修工事、増設工事等による対象物は民間事業者の業務内容の対象外との理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。 ただし、提示した図面と現況に差異があることについて、入札参加者が知り得ていたのにあえて指摘しなかった場合は現況が優先するものとします。	

173	3	要求水準書	23	5	第3編 業務別要求水準 第3施設維持管理業務 1. 総則 (1) 業務内容	実施方針等に関する質問回答書No191にて「契約後に国が実施する工事により契約時の現況に変更が生じる場合については、貴見のとおりです。」との回答ですが、要求水準書に記載が無いため再度質問させていただきます。「事業者は、関係法令で定める本事業の対象施設内のすべての点検、検査、測定、記録等を含め、次の業務を行う。」とされていますが、契約時の図面に記載されていない建築物や設備の新築工事、増築工事、改修工事、増設工事等による対象物は民間事業者の業務内容の対象外との理解でよろしいでしょうか。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 191による回答のとおりです。	
174	3	要求水準書	23	5	第3編 業務別要求水準 第3施設維持管理業務 1. 総則 (1) 業務内容	実施方針等に関する質問回答書No192にて「概ね貴見のとおりです。契約時にお示した図面等の記載に基づき、業務内容の対象を決定します。なお、提示した図面と現況に差異があることについて、入札参加者が知り得ていたのにあえて指摘しなかった場合は現況が優先するものとします。」との回答ですが、要求水準書に記載が無いため再度質問させていただきます。「事業者は、関係法令で定める本事業の対象施設内のすべての点検、検査、測定、記録等を含め、次の業務を行う。」とされていますが、竣工引き渡しから各建物において給排水設備の改修工事や空調設備増設工事、コンセント増設工事など図面に反映されていない国による修繕又は改修工事、増設工事等があるため、入札を行うための積算資料として提供される図面には、それら全ての内容が反映されているとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。 ただし、提示した図面と現況に差異があることについて、入札参加者が知り得ていたのにあえて指摘しなかった場合は現況が優先するものとし	
175	3	要求水準書	23	5	第3編 業務別要求水準 第3施設維持管理業務 1. 総則 (1) 業務内容	実施方針等に関する質問回答書No193にて「関係法令に反しない限り可能です。」との回答ですが、要求水準書に記載が無いため再度質問させていただきます。「事業者は、関係法令で定める本事業の対象施設内のすべての点検、検査、測定、記録等を含め、次の業務を行う。」とされていますが、特定建築物の定期報告(12条点検)では、竣工もしくは外壁の改修工事から10年経過した最初の定期報告で外壁の全面調査(ドローンによる赤外線調査も含む)を行う必要があり、その際にドローンなどの飛行物による点検が可能との理解でよろしいでしょうか。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 193による回答のとおりです。	
176	3	要求水準書	23	5	第3編 業務別要求水準 第3施設維持管理業務 1. 総則 (1) 業務内容	実施方針等に関する質問回答書No194にて「質問193番の回答のとおりです。」との回答ですが、要求水準書に記載が無いため再度質問させていただきます。「事業者は、関係法令で定める本事業の対象施設内のすべての点検、検査、測定、記録等を含め、次の業務を行う。」とされていますが、特定建築物の定期報告(12条点検)では、竣工もしくは外壁の改修工事から10年経過した最初の定期報告で外壁の全面調査(ドローンによる赤外線調査も含む)を行う必要があり、その際にドローンなどの飛行物による点検が不可の場合又は回答が明確ではない場合は、外壁の全面打診調査を行うための足場の設置が必要となるため、その仮設物は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 194による回答のとおりです。	
177	3	要求水準書	23	6	第3編 業務別要求水準 第3施設維持管理業務 1. 総則 (1) 業務内容	実施方針等に関する質問回答書No195にて「保安警備上その他施設の管理運営上の支障が生じない限り、貴見のとおりです。」との回答ですが、要求水準書に記載が無いため再度質問させていただきます。「国が関係法令に基づき行うことになっている点検、検査、測定、記録及びこれらに必要な一切の資料作成を行い、国が実施する必要な関係機関への届出を支援する。」とされていますが、保守メンテナンスに関して関係法令を遵守していれば、手法や仕様を指定されることはないとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 195による回答のとおりです。	
178	3	要求水準書	24	7	第3編 業務別要求水準 第3施設維持管理業務 1. 総則 (1) 業務内容	実施方針等に関する質問回答書No196にて「既存建物については、一元管理となりますが、新設される建物の扱いについては関係機関の指示によります。」との回答ですが、国にて関係機関の指示を確認後、競争参加資格確認後には民間事業者へ情報共有して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	競争参加資格確認後には情報提供する予定です。	

179	3	要求水準書	24	7	第3編 業務別要求水準 第3施設維持管理業務 1. 総則 (3) 業務の実施 ア	実施方針等に関する質問回答書No197にて「関係機関の指示によります。」との回答ですが、国にて関係機関の指示を確認後、競争参加資格確認後には民間事業者へ情報共有して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	競争参加資格確認後には情報提供する予定です。	
180	3	要求水準書	24	12	第3編 業務別要求水準 第3 施設維持管理業務 1. 総則 (3) 業務の実施 ア 防火管理及び防災管理上必要な業務	「その他、防火及び防災上必要な業務（消火器の設置・管理・更新を含む）」とされていますが、ケアセンター及びケアセンターに併設される職員宿舎など新規に建設される建物において消火器初年度設置は国側が新品を設置するとの理解でよろしいでしょうか。	別紙2「現有備品及び想定調達備品リスト」に記載している以外の消火器については国側で新品を設置します。	
181	3	要求水準書	24	12	第3編 業務別要求水準 第3施設維持管理業務 1. 総則 (3) 業務の実施 ア	実施方針等に関する質問回答書No198にて「消火器については、一部を除いて、国側が新品を設置します（別紙2「現有備品及び想定調達備品リスト」参照。）」との回答ですが、「一部を除いて」とは具体的に新品ではない消火器は何本納品されるのでしょうか。新品及び中古品で納品される消火器の仕様及び本数をそれぞれ開示して下さい。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 198記載の「一部を除いて」とは、別紙2「現有備品及び想定調達リスト」に記載している分を除いてとの趣旨であり、国側で設置するものは全て新品を想定しています。 なお、現段階で国側で設置を想定してる消火器の仕様及び本数は以下のとおりです。 ・粉末ABC10型 106本（職員宿舎分63本分を含む） ・粉末ABC50型 2本	
182	3	要求水準書	24	12	第3編 業務別要求水準 第3施設維持管理業務 1. 総則 (3) 業務の実施 ア	実施方針等に関する質問回答書No198にて「消火器については、一部を除いて、国側が新品を設置します（別紙2「現有備品及び想定調達備品リスト」参照。）」との回答ですが、別紙2「現有備品及び想定調達備品リスト」には女子中間ケアセンター用として粉末ABC消火器（10型）が79本のみ記載されています。女子中間ケアセンターに必要な消火器は粉末ABC消火器（10型）が79本のみとのこと及びそれらは国が新品を納品するとの理解でよろしいでしょうか。	女子中間ケアセンター（仮称）及び新設される職員宿舎に設置する消火器は合計187本であるところ、No. 181記載の回答のとおり、国で設置する108本を除いた79本について、別紙2「現有備品及び想定調達備品リスト」に基づき、民間事業者に調達していただきます。	
183	3	要求水準書	24	12	第3編 業務別要求水準 第3施設維持管理業務 1. 総則 (3) 業務の実施 ア	実施方針等に関する質問回答書No198にて「消火器については、一部を除いて、国側が新品を設置します（別紙2「現有備品及び想定調達備品リスト」参照。）」との回答ですが、別紙2「現有備品及び想定調達備品リスト」には女子中間ケアセンター用として粉末ABC消火器（10型）が79本のみ記載されています。女子中間ケアセンターに併設される職員宿舎に必要な消火器の記載がありませんが、それらは国が新品を納品するとの理解でよろしいでしょうか。また、消火器はどのような仕様のものが何本納品されるのか情報開示して下さい。	質問No. 181の回答のとおりです。	
184	3	要求水準書	24	12	第3編 業務別要求水準 第3施設維持管理業務 1. 総則 (3) 業務の実施 ア	実施方針等に関する質問回答書No198にて「消火器については、一部を除いて、国側が新品を設置します（別紙2「現有備品及び想定調達備品リスト」参照。）」との回答ですが、ケアセンター及びケアセンターに併設される職員宿舎の消火器について、新規調達以外の定期的な消火器交換作業は民間事業者が物品購入も含めて実施するとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
185	3	要求水準書	24	12	第3編 業務別要求水準 第3施設維持管理業務 1. 総則 (3) 業務の実施 ア	実施方針等に関する質問回答書No199にて「新設される建物に係る自衛消防組織の扱いについては関係機関の指示を踏まえ決定します。」との回答ですが、国にて関係機関の指示を確認後、競争参加資格確認後には民間事業者へ情報共有して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	競争参加資格確認後には情報共有する予定です。	
186	3	要求水準書	25	2	第3編 業務別要求水準 第3 施設維持管理業務 2. 建築物保守・管理業務	実施方針等に関する質問回答書No200にて「質問159番の回答のとおりです。」との回答ですが、回答の表現が曖昧なため再度質問させて頂きます。「ケアセンターを除く」とされていますが、ケアセンターに併設される職員宿舎は既設の職員宿舎に含まれる考え方になるため、建築物保守・管理業務及び建築物設備保守・管理・運転監視業務、エネルギーマネジメント業務に関しては、既設の職員宿舎と同様との理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	

187	3	要求水準書	25	10	第3編 業務別要求水準 第3 施設維持管理業務 2. 建築物保守・管理 (2) 業務概要	「保守・管理に係る機器・備品の整備、管理、更新。」とされていますが、これらの対象物は建築物の保守・管理を行うために必要な民間事業者が用意した工具や測定器などの機器や備品であり、国の資産となる機器や備品のことではないとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
188	3	要求水準書	25	10	第3編 業務別要求水準 第3 施設維持管理業務 2. 建築物保守・管理業務 (2) 業務概要	実施方針等に関する質問回答書No201にて「貴見のとおりです。」との回答ですが、要求水準書に記載が無いため再度質問させていただきます。「保守・管理に係る機器・備品の整備、管理、更新。」とされていますが、これらの対象物は建築物の保守・管理を行うために必要な民間事業者が用意した工具や測定器などの機器や備品であり、国の資産となる機器や備品のことではないとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 201による回答のとおりです。	
189	3	要求水準書	25	18	第3編 業務別要求水準 第3 施設維持管理業務 2. 建築物保守・管理業務 (3) 業務内容及び要求水準	実施方針等に関する質問回答書No203にて「常駐スタッフであるか否かにかかわらず、修繕が行われるまでの間、被害が最小となるよう機能の維持を目的とした対応を実施していただきます。」との回答ですが、要求水準書に記載が無いため再度質問させていただきます。「建築物の不具合（例：仕上材のひび割れ等）を発見し、修繕を要する場合は、修繕が行われるまで機能の維持を目的とした対応を行い」とありますが、この対応は常駐スタッフが駆けつけ、その場で対応できる範囲に限定されるという認識でよろしいでしょうか。なお、常駐スタッフだけでなく、メーカー等による対応や代替品対応等の対応出来る範囲で不具合の被害が最小となるように民間事業者が対応するとの理解でよろしいでしょうか。国の回答次第で見積書の積算が変わるため、具体的に明示して下さい	「常駐スタッフ」の作業範囲が不明瞭なため、お答えすることが困難です。	
190	3	要求水準書	26	3	第3編 業務別要求水準 第3 施設維持管理業務 2. 建築物保守・管理 (3) 業務内容及び要求水準	「関係法令に基づく日常点検、定期点検、検査、測定の実施及び記録の作成、国への報告、対応に係る提案」の業務頻度が毎開庁日となっています。一方、同一行の要求水準欄では「国と協議の上、点検及び確認の周期を定めること」とあります。これは業務実施の対象日は毎開庁日ではあるが、その周期は国との協議で決定するとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 206による回答のとおりです。	
191	3	要求水準書	26	19	第3編 業務別要求水準 第3 施設維持管理業務 2. 建築物保守・管理業務 (3) 業務内容及び要求水準	実施方針等に関する質問回答書No205にて「修繕が行われるまでの間、被害が最小となるよう機能の維持を目的とした対応を実施していただきます。」との回答ですが、現行事業において案件によっては国は修繕や更新工事等が必要なものに対して実施しておらず、性能や耐久性を損ねる状態となり、不具合の周囲へ二次被害の拡大を招く恐れがあります。それらを、「機能の維持を目的とした対応」として民間事業者にて約8年間以上も対応させ続けている現状を踏まえると、それらに対応する労力が年数を重ねる度に増え続けており、健全な建物管理が実施出来ているとは言えない状況となります。よって、民間事業者が行う対応は国による修繕が終わるまでの短期間について機能の維持を目的とした対応を行うものとさせていただきます。なお、修繕や更新工事等が必要なものに対して実施していない現状には納得がいかないため、現状の不具合を維持している根拠を具体的に明示し説明して下さい。	御意見として承ります。	
192	3	要求水準書	26	19	第3編 業務別要求水準 第3 施設維持管理業務 2. 建築物保守・管理業務 (3) 業務内容及び要求水準	実施方針等に関する質問回答書No207にて「官民の分担は、要求水準書案のとおりです。」との回答ですが、曖昧な表現のため再度質問させていただきます。「大規模修繕及び修繕は、国が実施する。」とされていますが、国が実施する業務範囲としては、大規模修繕、修繕、更新工事、新築工事、増築工事、改修工事、増設工事等の民間事業者が行う保守以外との理解でよろしいでしょうか。	民間事業者に帰責性のない場合は貴見のとおりです。	
193	3	要求水準書	26	19	第3編 業務別要求水準 第3 施設維持管理業務 2. 建築物保守・管理業務 (3) 業務内容及び要求水準	実施方針等に関する質問回答書No208にて「官民の分担は、要求水準書案のとおりです。」との回答ですが、曖昧な表現のため再度質問させていただきます。「大規模修繕及び修繕は、国が実施する。」とされていますが、国が実施する業務範囲としては、大規模修繕、修繕、更新工事、新築工事、増築工事、改修工事、増設工事等の民間事業者が行う保守以外と考えますが、建築物に限らず、設備に関しても同等の対応との理解でよろしいでしょうか。	民間事業者に帰責性のない場合は貴見のとおりです。	

194	3	要求水準書	26	19	第3編 業務別要求水準 第3 施設維持管理業務 2. 建築物保守・管理業務 (3) 業務内容及び要求水準	実施方針等に関する質問回答書No209にて「事案に応じて様々な対応が考えられますので、一概にお示しすることは困難です。」との回答ですが、契約時に図面に記載されていないものが増設又は仕様変更されたことによるメンテナンス費用の増加に対しては、別途請求させて頂く又は業務対象外との理解でよろしいでしょうか。	契約書（案）第16条第8項に基づき対応します。	
195	3	要求水準書	26	19	第3編 業務別要求水準 第3 施設維持管理業務 2. 建築物保守・管理業務 (3) 業務内容及び要求水準	実施方針等に関する質問回答書No210にて「建物については、必要性及び緊急性等を勘案して修繕を実施します。」との回答ですが、適正な返答になっていません。民間事業者が施設管理を実施するうえで、国が予定している修繕、更新等の時期を把握する必要があると認識しております。よって、全ての建物において国が予定している修繕、更新等の時期が記載されている中長期修繕計画（建築物・設備）を開示して下さい。	建築物及び建築設備については、耐用年数の経過したもののうち、劣化状況や不具合の発生状況等の状態を踏まえ、必要性及び緊急性等を勘案して、順次、修繕を実施します。	
196	3	要求水準書	26	19	第3編 業務別要求水準 第3 施設維持管理業務 2. 建築物保守・管理業務 (3) 業務内容及び要求水準	実施方針等に関する質問回答書No211にて「建物については、必要性及び緊急性等を勘案して修繕を実施します。」との回答ですが、施設管理として建築物及び設備ともに各所において修繕、更新等の必要性及び緊急性としては実施に値する状況であり、国が把握しているにも関わらずいまだに実施されません。国側の判断において実施する必要性と緊急性の判断基準を具体的に明示して下さい。	一概にお示しすることは困難です。	
197	3	要求水準書	26	19	第3編 業務別要求水準 第3 施設維持管理業務 2. 建築物保守・管理業務 (3) 業務内容及び要求水準	実施方針等に関する質問回答書No212にて「事案に応じて様々な対応が考えられますので、一概にお示しすることは困難です。」との回答ですが、当該建物において刑事施設及び医療施設としての機能維持が最重要となると考えますが、各所において雨水による漏水などの不具合を放置した案件が多いため、国による修繕、更新等を行わなければ、それらの機能が損なう恐れがあります。今は目立った不具合はありませんが、電子カルテ系統などの構内情報通信網設備や監視カメラ設備、静脈認証装置設備など重要度の高い設備の更新時期は順次迎えております。そのような状況を国が把握しているにも関わらず、機能が停止してから、民間事業者へ「機能の維持を目的とした対応」を依頼されても、協力出来る範囲の対応は行いますが、出来ないこともあります。国が建築物・設備を修繕、更新等をしていないことに起因して起きる事象に関しては、そのように民間事業者で対応出来ない場合については、民間事業者の責任にはならないとの理解でよろしいでしょうか。	事案に応じて様々な対応が考えられますので、一概にお示しすることは困難ですが、国が修繕又は更新を実施しないことのみに起因している場合は、そのことを前提に対応を検討します。	
198	3	要求水準書	26	19	第3編 業務別要求水準 第3 施設維持管理業務 2. 建築物保守・管理業務 (3) 業務内容及び要求水準	実施方針等に関する質問回答書No213にて「修繕又は更新は国側の判断において実施します。」との回答ですが、施設管理として建築物及び設備ともに各所において修繕、更新等の必要性及び緊急性としては実施に値する状況であり、国が把握しているにも関わらずいまだに実施されません。国側の判断において実施する必要性と緊急性の判断基準を具体的に明示して下さい。	一概にお示しすることは困難です。	
199	3	要求水準書	26	19	第3編 業務別要求水準 第3 施設維持管理業務 2. 建築物保守・管理業務 (3) 業務内容及び要求水準	実施方針等に関する質問回答書No213にて「修繕又は更新は国側の判断において実施します。」との回答ですが、施設管理として建築物及び設備ともに各所において修繕、更新等の必要性及び緊急性としては実施に値する状況であり、国が把握しているにも関わらずいまだに実施されません。今後もこのまま放置すると、建築物の不具合については鉄筋爆裂が発生する可能性が高いため、コンクリートの耐久性能を著しく低下させることに繋がり、建物寿命が大幅に減ります。その影響により修繕又は更新範囲が現状より拡大して必要以上の支出が予測されますが、それを承知のうえで放置する判断をしているとの理解でよろしいでしょうか。	御意見として承ります。	
200	3	要求水準書	26	19	第3編 業務別要求水準 第3 施設維持管理業務 2. 建築物保守・管理業務 (3) 業務内容及び要求水準	実施方針等に関する質問回答書No213にて「修繕又は更新は国側の判断において実施します。」との回答ですが、要求水準書25ページ6行目や要求水準書30ページ6行目の記載には民間事業者に「性能を維持し、耐久性を確保するとともに、良好な状態を維持すること。」を求めていることから、国側の判断にて修繕又は更新が行われていないことに起因する耐久性を損ねる状態に伴う周囲への二次被害を与えた場合には国にて対応するとの理解でよろしいでしょうか。	事案に応じて様々な対応が考えられますので、一概にお示しすることは困難ですが、国が修繕又は更新を実施しないことのみに起因している場合は、そのことを前提に対応を検討します。	

[illegible]

209	3	要求水準書	26	19	第3編 業務別要求水準 第3 施設維持管理業務 2. 建築物保守・管理業務 (3) 業務内容及び要求水準	実施方針等に関する質問回答書No222にて「同破損や不具合が生じたことにつき、民間事業者に帰責性が認められない場合は、貴見のとおりです。」との回答ですが、要求水準書に記載が無いため再度質問させていただきます。「建築物に係る修繕の必要が生じた場合、修繕が行われるまで被害が最小となるよう機能の維持を目的とした対応を実施すること。」とされていますが、民間事業者による機能の維持を目的とした対応にて故意や過失がないにも関わらず破損や不具合が生じた際の責任は国に帰属するとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 222による回答のとおりです。	
210	3	要求水準書	26	19	第3編 業務別要求水準 第3 施設維持管理業務 2. 建築物保守・管理業務 (3) 業務内容及び要求水準	「大規模修繕及び修繕は、国が実施する。ただし、事業者は修繕の計画立案（長期修繕計画も含む）を行い、運営開始日までに修繕計画書を提出すること。また、事業期間中は必要に応じて修繕計画書の改訂を行うこと。」とされていますが、ケアセンターは建築物保守・管理業務において除くとされているため、ケアセンターの修繕計画書の提出は必要ないとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
211	3	要求水準書	26	19	第3編 業務別要求水準 第3 施設維持管理業務 2. 建築物保守・管理業務 (3) 業務内容及び要求水準	「大規模修繕及び修繕は、国が実施する。ただし、事業者は修繕の計画立案（長期修繕計画も含む）を行い、運営開始日までに修繕計画書を提出すること。また、事業期間中は必要に応じて修繕計画書の改訂を行うこと。」とされていますが、ケアセンターに併設される職員宿舎は既設の職員宿舎に含まれるため建築物保守・管理業務を行う必要があり、ケアセンターに併設される職員宿舎は修繕計画書の提出が必要あるように見受けられますが、ケアセンターに併設される職員宿舎は運営準備支援業務を必要としないとのことより、運営開始日までの修繕計画書の提出は必要なく、事業終了日の3年前及び事業終了日の3ヶ月前に既設の職員宿舎と合わせて提出すればよいとの理解でよろしいでしょうか。	運営準備支援業務期間中の建築物保守・管理業務は国側で実施しますが、運営開始日までに民間事業者が修繕計画書を提出する必要があります。	
212	3	要求水準書	27	7	第3編 業務別要求水準 第3 施設維持管理業務 2. 建築物保守・管理 (3) 業務内容及び要求水準	「外構の維持管理」の業務頻度が毎開庁日となっています。これは業務実施の対象日は毎開庁日ではあるが、その周期は国との協議で決定するとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 223による回答のとおりです。	
213	3	要求水準書	27	18	第3編 業務別要求水準 第3 施設維持管理業務 2. 建築物保守・管理業務 (3) 業務内容及び要求水準	実施方針等に関する質問回答書No224にて「貴見のとおりです。」との回答ですが、要求水準書に記載が無いため再度質問させていただきます。「職員宿舎の共用部分（職員に貸与されていない宿舎等を含む。以下同じ。）の維持管理を行うこと。」とされていますが、ケアセンターに併設される職員宿舎も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 224による回答のとおりです。	
214	3	要求水準書	30	3	第3編 業務別要求水準 第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (1) 基本的な考え方	「事業者は、職員等の執務及び生活並びに被収容者等の生活に支障を及ぼさないように適切に建築設備の保守・管理・運転監視を行う。」とされていますが、各種設備にはメーカー推奨交換時期（耐用年数）が決められているものがあり、メーカーとして機器の性能を保証する期間を超過すると、その設備の性能は維持できない可能性があります。保証期間を超過しても国側にて修繕や更新が行われなかった場合において機器が壊れた際の責任は民間事業者にはないとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 227による回答のとおりです。	

215	3	要求水準書	30	4	第3編 業務別要求水準 第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (1) 基本的な考え方	「事業者は、職員等の執務及び生活並びに被収容者等の生活に支障を及ぼさないように適切に建築設備の保守・管理・運転監視を行う。事業者は、本事業対象施設内の各施設、各設備等を適切に管理することにより、性能を維持し、耐久性を確保する。また、良好な状態を維持することにより、施設の利用者の利便性及び快適性の維持に努める。」とは職員などが各自の好みで居室温度を自由に調整できることでしょうか。現状、成人センターの管理医務病棟の3階当直室は夏季冷房19℃程度の室温で国職員が運用し、一部の事務室では冬季暖房25℃程度の室温で国職員が運用されているような室温になっています。これは、センター長指示及びエネルギーマネジメント部会での周知内容である「空調機の運用について居室温度が、夏季は事務室28℃・病室25℃、冬季は事務室19℃・病室21℃となるようにする。」という伝達内容が実務にて運用されていないこととなりますので、今後は各建物ごとの国の管理責任者が規則通りに運用出来るように監視を徹底して頂くとの理解でよろしいでしょうか。	御意見として承ります。 なお、一般論として、官民間の合意事項については、双方が誠実に履行すべきものと考えています。	
216	3	要求水準書	30	4	第3編 業務別要求水準 第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (1) 基本的な考え方	「事業者は、職員等の執務及び生活並びに被収容者等の生活に支障を及ぼさないように適切に建築設備の保守・管理・運転監視を行う。事業者は、本事業対象施設内の各施設、各設備等を適切に管理することにより、性能を維持し、耐久性を確保する。また、良好な状態を維持することにより、施設の利用者の利便性及び快適性の維持に努める。」とは被収容者が冬季も半袖や薄着で過ごせる快適な執務空間を作るということでしょうか。これは、センター長指示及びエネルギーマネジメント部会での周知内容である「空調機の運用について居室温度が、夏季は事務室28℃・病室25℃、冬季は事務室19℃・病室21℃となるようにする。」という伝達内容が実務にて運用されて快適な執務空間にはなっていますが、エネルギーマネジメントの観点より、冬季にそのような手厚い快適な執務空間を作る必要性がありますでしょうか。夏季においても汗をほとんどかかない快適な執務空間になっています。しかし、当事業所においては、東京都が定めた大規模事業所に対する温室効果ガス排出総量削減義務について目標を達成させる必要があります。目標が未達成の場合、不足削減量の1.3倍の削減の措置命令が下され、命令違反の場合は罰金・反則事実の公表・不足分を補填する金銭の要求などの罰則が定められています。自前での削減ができない場合、金銭による排出量取引（購入）するなどの対応が求められます。（令和7年度から第四期となり、令和7年度～令和11年度において基準排出量から41％以上の削減が目標となっています。その後の第五期には基準排出量から50％以上の削減が目標となっています。）現状の空調機の運用を継続すれば、到底目標は達成できず、罰金・反則事実の公表・不足分を補填する金銭の要求などの罰則を受けることになると推測されます。そのような自体にならないためには、まず必要以上に使用しているエネルギーの見直しを行うために、現状の規則の見直し及び規則の徹底が必要となりますので、今後は上記のような過度な運用を見直し、更なるエネルギー使用量の削減に国と民間事業者が協議を行い、現実的な運用規則を定めていくとの理解でよろしいでしょうか。	御意見として承ります。 なお、一般論として、エネルギー使用量の削減に向け、国と民間事業者との間で協議を行うことは差し支えありません。	

217	3	要求水準書	30	4	第3編 業務別要求水準 第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (1) 基本的な考え方	「事業者は、職員等の執務及び生活並びに被収容者等の生活に支障を及ぼさないように適切に建築設備の保守・管理・運転監視を行う。事業者は、本事業対象施設内の各施設、各設備等を適切に管理することにより、性能を維持し、耐久性を確保する。また、良好な状態を維持することにより、施設の利用者の利便性及び快適性の維持に努める。」とは被収容者が冬季も半袖や薄着で過ごせる快適な執務空間を作るということでしょうか。これは、センサー長指示及びエネルギーマネジメント部会での周知内容であります「空調機の運用について居室温度が、夏季は事務室28℃・病室25℃、冬季は事務室19℃・病室21℃となるようにする。」という伝達内容が実務にて運用されて快適な執務空間にはなっていますが、エネルギーマネジメントの観点より、冬季にそのような手厚い快適な執務空間を作る必要性がありますでしょうか。夏季においても汗をほとんどかかない快適な執務空間になっています。しかし、当事業所においては、東京都が定めた大規模事業所に対する温室効果ガス排出総量削減義務について目標を達成させる必要があります。目標が未達成の場合、不足削減量の1.3倍の削減の措置命令が下され、命令違反の場合は罰金・反則事実の公表・不足分を補填する金銭の要求などの罰則が定められています。自前での削減ができない場合、金銭による排出量取引（購入）するなどの対応が求められます。（令和7年度から第四期となり、令和7年度～令和11年度において基準排出量から41％以上の削減が目標となっています。その後の第五期には基準排出量から50％以上の削減が目標となっています。）現状の空調機の運用を継続すれば、到底目標は達成できず、罰金・反則事実の公表・不足分を補填する金銭の要求などの罰則を受けることになると推測されます。そのような自体にならないためには、まず必要以上に使用しているエネルギーの見直しを行うために、現状の規則の見直し及び規則の徹底が必要となりますので、今後は上記のような過度な運用を見直し、更なるエネルギー使用量の削減に国と民間事業者が協議を行う必要がありますが、そのような現実的な運用規則を定めていかない又は回答が不明確な場合は、施設の利用者の利便性及び快適性の維持を優先することを国が決めたうえで罰金・反則事実の公表・不足分を補填する金銭の要求などの罰則を受ける責任は民間事業者にはないとの理解でよろしいでしょうか。	御意見として承ります。 なお、一般論として、エネルギー使用量の削減に向け、国と民間事業者との間で協議を行うことは差し支えありません。
218	3	要求水準書	30	4	第3編 業務別要求水準 第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (1) 基本的な考え方	「事業者は、職員等の執務及び生活並びに被収容者等の生活に支障を及ぼさないように適切に建築設備の保守・管理・運転監視を行う。事業者は、本事業対象施設内の各施設、各設備等を適切に管理することにより、性能を維持し、耐久性を確保する。また、良好な状態を維持することにより、施設の利用者の利便性及び快適性の維持に努める。」とされていますが、当事業所においては、東京都が定めた大規模事業所に対する温室効果ガス排出総量削減義務について目標を達成させる必要があります。目標が未達成の場合、不足削減量の1.3倍の削減の措置命令が下され、命令違反の場合は罰金・反則事実の公表・不足分を補填する金銭の要求などの罰則が定められています。自前での削減ができない場合、金銭による排出量取引（購入）するなどの対応が求められます。（令和7年度から第四期となり、令和7年度～令和11年度において基準排出量から41％以上の削減が目標となっています。その後の第五期には基準排出量から50％以上の削減が目標となっています。）現状の空調機の運用を継続すれば、到底目標は達成できず、罰金・反則事実の公表・不足分を補填する金銭の要求などの罰則を受けることになると推測されます。そのような自体にならないための工夫として、命に関わる被収容者に限定した特別なフロアに限り、最低レベルで快適性のある空調の運用を実施し、それ以外は通常の事務所と同等レベルの執務空間にすると理解でよろしいでしょうか。	要求水準を満たす限りにおいて、提案及び協議によります。

219	3	要求水準書	30	4	第3編 業務別要求水準 第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (1) 基本的な考え方	「事業者は、職員等の執務及び生活並びに被収容者等の生活に支障を及ぼさないように適切に建築設備の保守・管理・運転監視を行う。事業者は、本事業対象施設内の各施設、各設備等を適切に管理することにより、性能を維持し、耐久性を確保する。また、良好な状態を維持することにより、施設の利用者の利便性及び快適性の維持に努める。」とされていますが、当事業所においては、東京都が定めた大規模事業所に対する温室効果ガス排出総量削減義務について目標を達成させる必要があります。目標が未達成の場合、不足削減量の1.3倍の削減の措置命令が下され、命令違反の場合は罰金・反則事実の公表・不足分を補填する金銭の要求などの罰則が定められています。自前での削減ができない場合、金銭による排出量取引（購入）するなどの対応が求められます。（令和7年度から第四期となり、令和7年度～令和11年度において基準排出量から41%以上の削減が目標となっています。その後の第五期には基準排出量から50%以上の削減が目標となっています。）現状の空調機の運用を継続すれば、到底目標は達成できず、罰金・反則事実の公表・不足分を補填する金銭の要求などの罰則を受けることになるかと推測されます。そのような自体にならないための工夫として、被収容者には影響を与えない運用（夜間当直の職員のための浴槽用の給湯を停止など）は実施出来るとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準を満たす限りにおいて、提案及び協議によります。	
220	3	要求水準書	30	4	第3編 業務別要求水準 第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (1) 基本的な考え方	実施方針等に関する質問回答書No226にて「官民の分担は、要求水準案のとおりです。」との回答ですが、表現が曖昧なため再度質問させていただきます。「事業者は、職員等の執務及び生活並びに被収容者等の生活に支障を及ぼさないように適切に建築設備の保守・管理・運転監視を行う。」とされていますが、各種設備にはメーカー推奨交換時期（耐用年数）が決められているものがあり、メーカーとして機器の性能を保証する期間を超過すると、その設備の性能は維持できない可能性があります。その対象物の点検は民間事業者が実施しますが、部品・消耗品交換、修繕、更新等は国が行うとの理解でよろしいでしょうか。	御指摘の場合についても、保守・管理・運転監視は民間事業者の業務になります。	
221	3	要求水準書	30	4	第3編 業務別要求水準 第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (1) 基本的な考え方	実施方針等に関する質問回答書No227にて「同破損が国が修繕又は更新を実施しないことのみ起因している場合は、貴見のとおりです。」との回答ですが、要求水準書に記載が無いため再度質問させていただきます。「事業者は、職員等の執務及び生活並びに被収容者等の生活に支障を及ぼさないように適切に建築設備の保守・管理・運転監視を行う。」とされていますが、各種設備にはメーカー推奨交換時期（耐用年数）が決められているものがあり、メーカーとして機器の性能を保証する期間を超過すると、その設備の性能は維持できない可能性があります。保証期間を超過しても国側に修繕や更新が行われなかった場合において機器が壊れた際の責任は民間事業者にはないとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 227による回答のとおりです。	
222	3	要求水準書	30	16	第3編 業務別要求水準 第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	「適切な保守・管理・運転監視が行われなかったことにより発生した損害は民間事業者が負担することとする。」とされていますが、その判断基準は国と民間事業者において運用方法を事前に協議していた内容があるにも関わらず、民間事業者が適切な保守・管理・運転監視を行わなかったことにより発生するものが対象との理解でよろしいでしょうか。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 228による回答のとおりです。	
223	3	要求水準書	30	16	第3編 業務別要求水準 第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	実施方針等に関する質問回答書No228にて「御指摘の場合を含め、民間事業者に帰責性が認められる場合をいいます。」との回答ですが、要求水準書に記載が無いため再度質問させていただきます。「適切な保守・管理・運転監視が行われなかったことにより発生した損害は民間事業者が負担することとする。」とされていますが、その判断基準は国と民間事業者において運用方法を事前に協議していた内容があるにも関わらず、民間事業者が適切な保守・管理・運転監視を行わなかったことにより発生するものが対象との理解でよろしいでしょうか。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 228による回答のとおりです。	

224	3	要求水準書	30	18	第3編 業務別要求水準 第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	「当該業務の従事職員は、365日24時間を通して運転監視を行えるよう配置され、設備等に不具合が生じた場合には速やかに対応すること。」とされていますが、メーカー推奨交換時期（耐用年数）が過ぎ、中長期修繕計画書にて民間事業者から国に対して修繕又は更新等の必要性を提案しているが、修繕又は更新等が実施されずに使用を継続し、不具合が発生してから民間事業者が対処する時、対象物によっては速やかに対応することが困難な場合があるため、その場合は民間事業者による責任はないとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 229による回答のとおりです。	
225	3	要求水準書	30	18	第3編 業務別要求水準 第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	実施方針等に関する質問回答書No229にて「同不具合が国が修繕又は更新を実施しないことのみ起因している場合は、貴見のとおりです。」との回答ですが、要求水準書に記載が無いため再度質問させていただきます。「当該業務の従事職員は、365日24時間を通して運転監視を行えるよう配置され、設備等に不具合が生じた場合には速やかに対応すること。」とされていますが、メーカー推奨交換時期（耐用年数）が過ぎ、中長期修繕計画書にて民間事業者から国に対して修繕又は更新等の必要性を提案しているが、修繕又は更新等が実施されずに使用を継続し、不具合が発生してから民間事業者が対処する時、対象物によっては速やかに対応することが困難な場合があるため、その場合は民間事業者による責任はないとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 229による回答のとおりです。 なお、耐用年数を超過した機器についても、保守・管理・運転監視は民間事業者が行うことになります。	
226	3	要求水準書	31	5	第3編 業務別要求水準 第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	「関係法令に基づく日常点検、定期点検、検査、測定の実施及び記録の作成、国への報告、対応に係る提案」の業務頻度が毎開庁日となっています。一方、同一行の要求水準欄では「国と協議の上、点検及び確認の周期を定めること」とあります。これは業務実施の対象日は毎開庁日ではあるが、その周期は国との協議で決定するとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 230による回答のとおりです。	
227	3	要求水準書	31	6	第3編 業務別要求水準 第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	「定期点検時には、機器・装置等の運転又は操作を行い、所要の機能が発揮できる状態を確認すること。」とされていますが、全ての建物において受変電設備年次点検に伴う計画停電は全館停電で実施するとの理解でよろしいでしょうか。なお、全館停電でない場合は、その際の仮設電源や電源盛替え作業は国にて実施するとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 231による回答のとおりです。	
228	3	要求水準書	31	6	第3編 業務別要求水準 第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	実施方針等に関する質問回答書No231にて「東日本成人矯正医療センター、東日本少年矯正医療・教育センターについては、医療施設であることから完全停電をすることができないため、全館停電で実施することはできません。また、その際の仮設電源や電源盛替え作業については民間負担です。」との回答ですが、民間負担となる仮設電源や電源盛替え作業については、国による一方的な要望ではなく、国と民間事業者が協議を行い、お互いに納得が出来る範囲に留めるとの理解でよろしいでしょうか。	官民の協議により合意した内容に基づき、作業してください。	
229	3	要求水準書	31	6	第3編 業務別要求水準 第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	実施方針等に関する質問回答書No231にて「東日本成人矯正医療センター、東日本少年矯正医療・教育センターについては、医療施設であることから完全停電をすることができないため、全館停電で実施することはできません。また、その際の仮設電源や電源盛替え作業については民間負担です。」との回答ですが、民間負担となる医療機器関連の電源盛替え作業などは、医療機器の安全性を確保するために医療従事者が行うとの理解でよろしいでしょうか。	各種法令に反しない範囲において、官民の協議により合意した内容に基づき、作業してください。	
230	3	要求水準書	31	6	第3編 業務別要求水準 第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	実施方針等に関する質問回答書No231にて「東日本成人矯正医療センター、東日本少年矯正医療・教育センターについては、医療施設であることから完全停電をすることができないため、全館停電で実施することはできません。また、その際の仮設電源や電源盛替え作業については民間負担です。」との回答ですが、民間負担となる仮設電源や電源盛替え作業について、対象物は被収容者に関わるものであり、国職員が個人的に使用する電子レンジ・冷蔵庫・テレビ等は対象外との理解でよろしいでしょうか。	概ね貴見のとおりですが、国職員の業務遂行上、必要不可欠な事務機器等については対象に含めていただく必要があります。	

231	3	要求水準書	31	17	第3編 業務別要求水準 第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	「建築設備の保守・管理・運転監視に当たり、必要となる工具類の備品を自らの責において調達し、適切に管理、更新すること。」とされていますが、これらの対象物は保守・管理を行うために必要な民間事業者が用意した工具や測定器などの工具類の備品であり、国の資産となるパソコン、マウス、キーボード、配管（継手等含む）、バルブ、計器類（電流計、圧力計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 232による回答のとおりです。	
232	3	要求水準書	31	17	第3編 業務別要求水準 第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	実施方針等に関する質問回答書No232にて「貴見のとおりです。」との回答ですが、要求水準書に記載が無いため再度質問させていただきます。「建築設備の保守・管理・運転監視に当たり、必要となる工具類の備品を自らの責において調達し、適切に管理、更新すること。」とされていますが、これらの対象物は保守・管理を行うために必要な民間事業者が用意した工具や測定器などの工具類の備品であり、国の資産となるパソコン、マウス、キーボード、配管（継手等含む）、バルブ、計器類（電流計、圧力計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 232による回答のとおりです。	
233	3	要求水準書	31	20	第3編 業務別要求水準 第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	「点検・保守の結果等により、要求性能を維持できないおそれや、耐久性を損なうおそれがあることが確認された場合には耐用年数内の機器については民間事業者の責任において機能回復のための措置を実施し、耐用年数を超過した機器については修繕方法等を国に提案すること。」とされています。民間事業者の責任において機能回復のための措置は実施するのは耐用年数内に限定されとの理解でよろしいでしょうか。	概ね貴見のとおりです。 なお、耐用年数を超過した機器についても、保守・管理・運転監視は民間事業者が行うことになります。	
234	3	要求水準書	31	20	第3編 業務別要求水準 第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	実施方針等に関する質問回答書No233にて「なお、耐用年数を超過した機器についても、保守・管理・運転監視は民間事業者が行うことになります。」との回答ですが、耐用年数を超過した機器についても継続して民間事業者における保守としての部品・消耗品交換を行うとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
235	3	要求水準書	31	20	第3編 業務別要求水準 第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	実施方針等に関する質問回答書No234にて「耐用年数内の機器については、民間事業者の責任において機能回復を行うことが求められます（ただし、民間事業者に帰責性がない場合を除きます。）。」との回答ですが、耐用年数を超過した機器については国にて修繕又は更新等するとの理解でよろしいでしょうか。	民間事業者に帰責性のない場合は貴見のとおりです。 なお、修繕又は更新等の要否は国の判断によります。	
236	3	要求水準書	31	20	第3編 業務別要求水準 第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	実施方針等に関する質問回答書No235にて「事案に応じて様々な対応が考えられますので、一概にお示しすることは困難です。」との回答ですが、耐用年数内及び耐用年数を超過した機器については修繕又は更新等する必要があるものは国にて実施するとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 235は、「製造業者等の都合で耐用年数内であっても機能回復の措置が実施不可能な場合」における対応を回答したものであり、耐用年数内の機器については、要求水準書のとおり、民間事業者の責任において機能回復を行うことが求められます（ただし、民間事業者に帰責性がない場合を除きます。）。	
237	3	要求水準書	31	21	第3編 業務別要求水準 第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	「耐用年数内の機器については民間事業者の責任において機能回復のための措置を実施」とありますが、耐用年数の定義は国税庁が公開している耐用年数表（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（別表第一））で規定されている耐用年数との理解でよろしいでしょうか。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 236による回答のとおりです。	

238	3	要求水準書	31	21	第3編 業務別要求水準 第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	実施方針等に関する質問回答書No236にて「製造業者等により耐用年数が示されている場合は、当該年数をいいます。製造業者等により示された年数がない場合は、御指摘の耐用年数表によります。」との回答ですが、製造業者等により耐用年数及びは国税庁が公開している耐用年数表（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（別表第一））の明示もない場合は、その内容に準じた項目からの読み替えとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
239	3	要求水準書	31	21	第3編 業務別要求水準 第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	「耐用年数内の機器については民間事業者の責任において機能回復のための措置を実施し、耐用年数を超過した機器については修繕方法を国に提案すること。」とされていますが、耐用年数を超過した機器においては、国による機器の修繕又は更新等を行うとの理解でよろしいでしょうか。	概ね貴見のとおりですが、修繕又は更新等の要否は国の判断によります。なお、耐用年数を超過した機器についても、保守・管理・運転監視は民間事業者が行うことになります。	
240	3	要求水準書	31	26	第3編 業務別要求水準 第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	「建築設備の性能・機能状態の調査を実施し、今後の修繕計画を提出すること。」とされていますが、ケアセンターは建築設備の業務において限定された建築設備の管理及び関係法令に基づく点検になっており、劣化診断も除くこととされているため、ケアセンターの修繕計画書の提出は必要ないとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
241	3	要求水準書	31	26	第3編 業務別要求水準 第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	「建築設備の性能・機能状態の調査を実施し、今後の修繕計画を提出すること。」とされていますが、ケアセンターに併設される職員宿舎は既設の職員宿舎に含まれるため建築設備保守・管理・運転監視業務を行う必要があり、ケアセンターに併設される職員宿舎は修繕計画書の提出が必要あるように見受けられますが、ケアセンターに併設される職員宿舎は運営準備支援業務を必要としないとのことより、建築物同様に運営開始日までの修繕計画書の提出は必要なく、事業終了日の3年前及び事業終了日の3ヶ月前に既設の職員宿舎と合わせて提出すればよいとの理解でよろしいでしょうか。	質問No.211の回答のとおりです。	
242	3	要求水準書	32	16	第3編業務別要求水準 第3施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	実施方針等に関する質問回答書No239にて「質問169番の回答のとおりです。」との回答ですが、要求水準書に記載が無いため再度質問させていただきます。「ケアセンターについては、上記表によらず国が保守・管理することとするが、以下については、民間事業者において同表No2「関係法令に基づく」日常点検、定期点検、検査、測定の実施及び記録の作成、国への報告、対応に係る提案」に基づく点検等を実施すること。ただし、劣化診断は除く。」とされていますが、民間事業者は高圧受電設備・非常発電設備・地下オイルタンク・エレベーター・空調設備・給排水設備・消防設備のみについて、関係法令に基づく定期点検や清掃等の実施が必要となり、その他の日常点検、検査、測定の実施及び記録の作成、対応に係る提案は必要ないとの理解でよろしいでしょうか。	その他の日常点検等の範囲が判然としませんが、関係法令に基づいて必要となる点検等を想定してください。なお、詳細は、競争参加資格確認後に提供する資料により判断いただくほか、協議によります。	
243	3	要求水準書	32	16	第3編業務別要求水準 第3施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	実施方針等に関する質問回答書No240にて「貴見のとおりですが、対象設備については、質問169番の回答のとおりです。」との回答ですが、要求水準書に記載が無いため再度質問させていただきます。「ケアセンターについては、上記表によらず国が保守・管理することとするが、以下については、民間事業者において同表No2「関係法令に基づく」日常点検、定期点検、検査、測定の実施及び記録の作成、国への報告、対応に係る提案」に基づく点検等を実施すること。ただし、劣化診断は除く。」とされていますが、民間事業者は高圧受電設備・非常発電設備・地下オイルタンク・エレベーター・空調設備・給排水設備・消防設備について、異常箇所の復旧・修繕等に係る対応・提案を行う必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおり、異常箇所の復旧・修繕等に係る対応・提案は必要です。	
244	3	要求水準書	33	6	第3編 業務別要求水準 第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	「関係法令に基づく日常点検、定期点検、検査、測定の実施及び記録の作成、国への報告、対応に係る提案」に基づく点検等を実施すること。ただし、劣化診断は除く。」とされていますが、ケアセンターにおいて、停電を伴う受変電設備年次点検は全館停電にて点検を実施するとの理解でよろしいでしょうか。なお、全館停電でない場合は、その際の仮設電源や電源盛替え作業は国にて実施するとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 247による回答のとおりです。	

245	3	要求水準書	33	6	第3編 業務別要求水準 第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	「関係法令に基づく日常点検、定期点検、検査、測定の実施及び記録の作成、国への報告、対応に係る提案」に基づく点検等を実施すること。ただし、劣化診断は除く。」とされていますが、ケアセンターは防火設備定期検査を必要としない建物との理解でよろしいでしょうか。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 260による回答のとおりです。	
246	3	要求水準書	33	12	第3編業務別要求水準 第3施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	実施方針等に関する質問回答書No255にて「日常的に必要なメンテナンス等への御質問に係る業務については国で実施します。」との回答ですが、ケアセンターは運営準備支援業務期間及びその期間以降も含めて、蛍光灯、フィルター、管球（LED照明の器具を含む。）等の備品及び薬剤等の消耗品や部品交換も同様に国にて実施するとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
247	3	要求水準書	33	12	第3編業務別要求水準 第3施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	実施方針等に関する質問回答書No241にて「質問159番の回答のとおりです。」との回答ですが、ケアセンターに併設される職員宿舎は運営準備支援業務が不要のため、次期事業における既設の職員宿舎と同様に、劣化診断については次期事業期間内に1回以上実施すればよいとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
248	3	要求水準書	33	12	第3編業務別要求水準 第3施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	実施方針等に関する質問回答書No242にて「現時点で保安規程は作成されていません。」との回答ですが、保安規程は作成され次第、競争参加資格確認後は民間事業者へ情報共有して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	工事の進捗に併せて関係機関等に確認する必要があるため、現時点で共有時期を提示することは困難です。	
249	3	要求水準書	33	12	第3編業務別要求水準 第3施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	実施方針等に関する質問回答書No243にて「新設される職員宿舎については、民間事業者において選任の必要があります。ケアセンターについては、民間事業者において選任の必要はありません。」との回答ですが、職員宿舎は特定建築物には該当しないため、建築物環境衛生管理技術者の選任が必要ないと理解しております。民間事業者において選任が必要な理由を、具体的な根拠を明示して説明して下さい。	貴見のとおり、建築物環境衛生管理技術者の選任は必要ありません。	
250	3	要求水準書	33	12	第3編業務別要求水準 第3施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	実施方針等に関する質問回答書No243にて「新設される職員宿舎については、民間事業者において選任の必要があります。ケアセンターについては、民間事業者において選任の必要はありません。」との回答ですが、ケアセンターは国にて建築物環境衛生管理技術者の選任を行った場合、建築物環境衛生管理技術者が行う業務は国が実施するとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
251	3	要求水準書	33	12	第3編業務別要求水準 第3施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	実施方針等に関する質問回答書No244にて「新設される職員宿舎については民間事業者において選任の必要がありますが、兼務は可能です。」との回答ですが、職員宿舎は特定建築物には該当しないため、建築物環境衛生管理技術者の選任が必要ないと理解しております。民間事業者において選任が必要な理由を、具体的な根拠を明示して説明して下さい。	質問No. 249の回答のとおりです。	

252	3	要求水準書	33	12	第3編業務別要求水準 第3施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	実施方針等に関する質問回答書No245にて「新設される職員宿舎については、民間事業者において選任の必要があります。ケアセンターについては、民間事業者において選任の必要はありません。」との回答ですが、職員宿舎は600V以上の受電設備には該当しないと推測されるため、電気主任技術者の選任が必要ないと理解しております。民間事業者において選任が必要な理由を、具体的な根拠を明示して説明して下さい。	貴見のとおり、電気主任技術者の選任は必要ありません。	
253	3	要求水準書	33	12	第3編業務別要求水準 第3施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	実施方針等に関する質問回答書No245にて「新設される職員宿舎については、民間事業者において選任の必要があります。ケアセンターについては、民間事業者において選任の必要はありません。」との回答ですが、ケアセンターは国にて電気主任技術者の選任を行った場合、電気主任技術者が行う業務（日次、月次、年次など日常的に必要な業務）は国が実施するとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
254	3	要求水準書	33	12	第3編業務別要求水準 第3施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	実施方針等に関する質問回答書No246にて「質問244番の回答のとおりです。」との回答ですが、職員宿舎は600V以上の受電設備には該当しないと推測されるため、電気主任技術者の選任が必要ないと理解しております。民間事業者において選任が必要な理由を、具体的な根拠を明示して説明して下さい。	質問No. 252の回答のとおりです。	
255	3	要求水準書	33	12	第3編業務別要求水準 第3施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	実施方針等に関する質問回答書No247にて「全館停電で差し支えありません。」との回答ですが、要求水準書に記載が無いため再度質問させていただきます。「ケアセンターについては、対象項目のみ関係法令に基づく日常点検、定期点検、検査、測定の実施及び記録の作成、国への報告、対応に係る提案」に基づく点検等を実施すること。※要求水準のうち、劣化診断は除く。」とされていますが、ケアセンターにおいて、停電を伴う受変電設備年次点検は全館停電にて点検を実施するとの理解でよろしいでしょうか。なお、全館停電でない場合は、その際の仮設電源や電源盛替え作業は国にて実施するとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 247による回答のとおりです。	
256	3	要求水準書	33	12	第3編業務別要求水準 第3施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	実施方針等に関する質問回答書No248にて「貴見のとおりです。」との回答ですが、要求水準書に記載が無いため再度質問させていただきます。「ケアセンターについては、対象項目のみ関係法令に基づく日常点検、定期点検、検査、測定の実施及び記録の作成、国への報告、対応に係る提案」に基づく点検等を実施すること。※要求水準のうち、劣化診断は除く。」とされていますが、ケアセンターにおいて、停電を伴う受変電設備年次点検に使用するダブルスローはないとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 248による回答のとおりです。	
257	3	要求水準書	33	12	第3編業務別要求水準 第3施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	実施方針等に関する質問回答書No249にて「質問159番の回答のとおりです。」との回答ですが、要求水準書に記載が無いため再度質問させていただきます。「ケアセンターについては、対象項目のみ関係法令に基づく日常点検、定期点検、検査、測定の実施及び記録の作成、国への報告、対応に係る提案」に基づく点検等を実施すること。※要求水準のうち、劣化診断は除く。」とされていますが、ケアセンターに併設される職員宿舎において、停電を伴う受変電設備年次点検は不要との理解でよろしいでしょうか。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 249による回答のとおりです。	
258	3	要求水準書	33	12	第3編業務別要求水準 第3施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	実施方針等に関する質問回答書No251にて「新設される職員宿舎については、民間事業者において選任の必要があります。ケアセンターについては、民間事業者において選任の必要はありません。」との回答ですが、新設される職員宿舎は既存の職員宿舎と同様に危険物の取り扱いはないと推測されますので、危険物取扱者の選任が必要ないと理解しております。民間事業者において選任が必要な理由を、具体的な根拠を明示して説明して下さい。	貴見のとおり、危険物取扱者の選任は必要ありません。	

259	3	要求水準書	33	12	第3編業務別要求水準 第3施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	実施方針等に関する質問回答書No251にて「新設される職員宿舎については、民間事業者において選任の必要があります。ケアセンターについては、民間事業者において選任の必要はありません。」との回答ですが、ケアセンターは国にて危険物取扱者の選任を行った場合、危険物取扱者が行う業務者が行う業務（日次、月次、年次など日常的に必要な業務）は国が実施するとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
260	3	要求水準書	33	12	第3編業務別要求水準 第3施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	実施方針等に関する質問回答書No252にて「関係機関からの指示によります。」との回答ですが、国にて関係機関の指示を確認後、競争参加資格確認後には民間事業者へ情報共有して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	質問No. 258の回答のとおり、職員宿舎に危険物取扱者の選任は必要ありませんので、兼務の必要もありません。	
261	3	要求水準書	33	12	第3編業務別要求水準 第3施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	実施方針等に関する質問回答書No255にて「日常的に必要なメンテナンス等への御質問に係る業務については国で実施します。」との回答ですが、ケアセンターは運営準備支援業務期間及びその期間以降も含めて、冷暖房切り替え作業や空調の温度調整などの日常的に必要なメンテナンスや対応等も国が実施するとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書記載のとおり、関係法令に基づく日常点検等業務は民間事業者となりますが、それ以外の業務は国が実施します。	
262	3	要求水準書	33	12	第3編業務別要求水準 第3施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	実施方針等に関する質問回答書No255にて「日常的に必要なメンテナンス等への御質問に係る業務については国で実施します。」との回答ですが、ケアセンターは運営準備支援業務期間及びその期間以降も含めて、蛍光灯、フィルター、管球（LED照明の器具を含む。）等の備品及び薬剤等の消耗品や部品交換も同様に国にて実施するとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
263	3	要求水準書	33	12	第3編業務別要求水準 第3施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	実施方針等に関する質問回答書No258にて「貴見のとおりです。」との回答ですが、要求水準書に記載が無いため再度質問させていただきます。「ケアセンターについては、対象項目のみ関係法令に基づく日常点検、定期点検、検査、測定の実施及び記録の作成、国への報告、対応に係る提案」に基づく点検等を実施すること。※要求水準のうち、劣化診断は除く。」とされていますが、ケアセンターは特定建築設備定期検査を必要としない建物との理解でよろしいでしょうか。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 258による回答のとおりです。	
264	3	要求水準書	33	12	第3編業務別要求水準 第3施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	実施方針等に関する質問回答書No259にて「御指摘の定期検査は必要な建物であるところ、同検査は国で実施する想定です。」との回答ですが、要求水準書に記載が無いため再度質問させていただきます。「ケアセンターについては、対象項目のみ関係法令に基づく日常点検、定期点検、検査、測定の実施及び記録の作成、国への報告、対応に係る提案」に基づく点検等を実施すること。※要求水準のうち、劣化診断は除く。」とされていますが、ケアセンターは建築設備定期検査を必要としない建物との理解でよろしいでしょうか。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 259による回答のとおりです。	
265	3	要求水準書	33	12	第3編業務別要求水準 第3施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	実施方針等に関する質問回答書No260にて「御指摘の定期検査は必要な建物であるところ、同検査は国で実施する想定です。」との回答ですが、要求水準書に記載が無いため再度質問させていただきます。「ケアセンターについては、対象項目のみ関係法令に基づく日常点検、定期点検、検査、測定の実施及び記録の作成、国への報告、対応に係る提案」に基づく点検等を実施すること。※要求水準のうち、劣化診断は除く。」とされていますが、ケアセンターは防火設備定期検査を必要としない建物との理解でよろしいでしょうか。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 260による回答のとおりです。	

266	3	要求水準書	33	12	第3編業務別要求水準 第3施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	実施方針等に関する質問回答書No261にて「御指摘の点検は必要な建物であるところ、同点検は消防設備に係る関係法令に基づき、民間事業者において実施する想定です。」との回答ですが、要求水準書に記載が無いため再度質問させて頂きます。「ケアセンターについては、対象項目のみ関係法令に基づく日常点検、定期点検、検査、測定の実施及び記録の作成、国への報告、対応に係る提案」に基づく点検等を実施すること。※要求水準のうち、劣化診断は除く。」とされていますが、ケアセンターは民間事業者にて防火防災管理点検を必要とする建物との理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
267	3	要求水準書	33	12	第3編業務別要求水準 第3施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	実施方針等に関する質問回答書No263にて「排水槽清掃を委託する想定であり、要求水準書に反映します。」との回答ですが、要求水準書の33ページの11行目の「建築設備の管理として給排水設備」が該当しているように見受けられますが、表現が曖昧であるため再度質問させて頂きます。「ケアセンターについては、対象項目のみ関係法令に基づく日常点検、定期点検、検査、測定の実施及び記録の作成、国への報告、対応に係る提案」に基づく点検等を実施すること。※要求水準のうち、劣化診断は除く。」とされていますが、ケアセンターは民間事業者にて排水槽清掃を必要とする建物との理解でよろしいでしょうか。また、「建築設備の管理として給排水設備」に該当する具体的な作業内容、数量、仕様等を明示して下さい。	貴見のとおりです。 関係法令に基づくほか、要求水準を満たすために必要となる清掃を想定してください。 なお、詳細は競争参加資格確認後に提供する資料により判断いただくほか、協議によります。	
268	3	要求水準書	33	12	第3編業務別要求水準 第3施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	実施方針等に関する質問回答書No264にて「貴見のとおりです。」との回答ですが、要求水準書に記載が無いため再度質問させて頂きます。「ケアセンターについては、対象項目のみ関係法令に基づく日常点検、定期点検、検査、測定の実施及び記録の作成、国への報告、対応に係る提案」に基づく点検等を実施すること。※要求水準のうち、劣化診断は除く。」とされていますが、ケアセンターは大門点検を必要としない建物との理解でよろしいでしょうか。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 264による回答のとおりです。	
269	3	要求水準書	33	12	第3編業務別要求水準 第3施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	実施方針等に関する質問回答書No265にて「貴見のとおりです。」との回答ですが、要求水準書に記載が無いため再度質問させて頂きます。「ケアセンターについては、対象項目のみ関係法令に基づく日常点検、定期点検、検査、測定の実施及び記録の作成、国への報告、対応に係る提案」に基づく点検等を実施すること。※要求水準のうち、劣化診断は除く。」とされていますが、ケアセンターは自動ドア点検を必要としない建物との理解でよろしいでしょうか。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 265による回答のとおりです。	
270	3	要求水準書	33	12	第3編業務別要求水準 第3施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	実施方針等に関する質問回答書No266にて「貴見のとおりです。」との回答ですが、要求水準書に記載が無いため再度質問させて頂きます。「ケアセンターについては、対象項目のみ関係法令に基づく日常点検、定期点検、検査、測定の実施及び記録の作成、国への報告、対応に係る提案」に基づく点検等を実施すること。※要求水準のうち、劣化診断は除く。」とされていますが、ケアセンターは監視カメラ設備点検を必要としない建物との理解でよろしいでしょうか。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 266による回答のとおりです。	
271	3	要求水準書	33	12	第3編業務別要求水準 第3施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	実施方針等に関する質問回答書No267にて「貴見のとおりです。」との回答ですが、要求水準書に記載が無いため再度質問させて頂きます。「ケアセンターについては、対象項目のみ関係法令に基づく日常点検、定期点検、検査、測定の実施及び記録の作成、国への報告、対応に係る提案」に基づく点検等を実施すること。※要求水準のうち、劣化診断は除く。」とされていますが、ケアセンターは防犯緑設備点検を必要としない建物との理解でよろしいでしょうか。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 267による回答のとおりです。	
272	3	要求水準書	34	1	第3編 業務別要求水準 第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準 ア別表ア：保守・管理に係る要求性能	別表アにおいて示されている電気設備、機械設備のうち、耐用年数を超過しているものについては、国にて更新済との理解でよろしいでしょうか。もし更新されていない設備がありましたら、あわせてご教授ください。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 268による回答のとおりです。	

273	3	要求水準書	34	8	第3編業務別要求水準 第3施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準 ア別表ア：保守・管理に係る要求性能 ①電気設備	実施方針等に関する質問回答書No269にて「貴見のとおりです。」との回答ですが、要求水準書に記載が無いため再度質問させていただきます。「発電設備（自家発電設備）については、発電電力を安定して供給できる状態を維持する。」とされていますが、発電設備の使用に伴うA重油などの燃料給油やA重油などの燃料経年劣化に伴う入れ替え等は、国にて費用負担を含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 269による回答のとおりです。	
274	3	要求水準書	35	3	第3編業務別要求水準 第3施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準 ア別表ア：保守・管理に係る要求性能 ②機械設備	「空調調和設備において常に所要の性能・機能が発揮できるように維持する。」とされていますが、矯正研修所廊下の空調機FCUにおいて天井内のチャンネル材（軽量鋼材）が干渉しドレンパンが取り外せない箇所が2箇所あります。このような場所は民間事業者による業務対象外との理解でよろしいでしょうか。	詳細は、競争参加資格確認後に提供する資料により判断いただくほか、協議によります。	
275	3	要求水準書	35	3	第3編業務別要求水準 第3施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準 ア別表ア：保守・管理に係る要求性能 ②機械設備	「空調調和設備において常に所要の性能・機能が発揮できるように維持する。」とされていますが、矯正研修所廊下の空調機FCUにおいて天井内のチャンネル材（軽量鋼材）が干渉しドレンパンが取り外せない場所が2箇所あります。このような場所も民間事業者による業務対象となる場合、所要の性能・機能が発揮できるように維持するためにも2027年3月末日までに国にてドレンパンが取り外せるように改修工事を実施して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は、競争参加資格確認後に提供する資料により判断いただくほか、協議によります。	
276	3	要求水準書	35	3	第3編業務別要求水準 第3施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準 ア別表ア：保守・管理に係る要求性能 ②機械設備	「空調調和設備において常に所要の性能・機能が発揮できるように維持する。」とされていますが、矯正研修所廊下の空調機FCUにおいて天井内のチャンネル材（軽量鋼材）が干渉しドレンパンが取り外せない場所が2箇所あります。このような場所も民間事業者による業務対象となる場合、所要の性能・機能が発揮できるように維持するためにも2027年3月末日までに国にてドレンパンが取り外せるように改修工事を実施して頂けない又は回答が不明確な場合は、ドレンパンが取り外せないこと起因して機器が壊れたり、カビや錆などが発生した際の責任は民間事業者にはないとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は、競争参加資格確認後に提供する資料により判断いただくほか、協議によります。	
277	3	要求水準書	35	3	第3編業務別要求水準 第3施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準 ア別表ア：保守・管理に係る要求性能 ②機械設備	「空調調和設備において常に所要の性能・機能が発揮できるように維持する。」とされていますが、管理医務病棟の3階当直室において、夏季の期間に国職員が冷房19℃設定という過剰な温度設定で運用していることが起因して、空調設備に多くの結露が発生し、他の場所に比べて不具合が多発しています。このような場合は、リスク分担表（案）の2ページ目のNo23に記載されている「施設及び国が整備する設備、機器、備品等の損傷、滅失に対応する費用の増加」の国の責めによるものに該当するものとし、国にて費用負担も含めた対応に該当するとの理解でよろしいでしょうか。	個別の事案については、当該事案の種々の事情を踏まえて判断されますが、一般論として、契約書（案）第43条第2項第1号に該当すると認められる場合には、国が増加費用又は損害を負担します。	
278	3	要求水準書	35	3	第3編業務別要求水準 第3施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準 ア別表ア：保守・管理に係る要求性能 ②機械設備	「空調調和設備において常に所要の性能・機能が発揮できるように維持する。」とされていますが、管理医務病棟や診療棟の事務室や廊下等の空調機FCUにおいて天井内の天井吊りボルト、配管、ケーブルラック、チャンネル材（軽量鋼材）等が干渉しドレンパンが取り外せない場所が9箇所あります。このような場所は民間事業者による業務対象外との理解でよろしいでしょうか。	詳細は、競争参加資格確認後に提供する資料により判断いただくほか、協議によります。	
279	3	要求水準書	35	3	第3編業務別要求水準 第3施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準 ア別表ア：保守・管理に係る要求性能 ②機械設備	「空調調和設備において常に所要の性能・機能が発揮できるように維持する。」とされていますが、管理医務病棟や診療棟の事務室や廊下等の空調機FCUにおいて天井内の天井吊りボルト、配管、ケーブルラック、チャンネル材（軽量鋼材）等が干渉しドレンパンが取り外せない場所が9箇所あります。このような場所も民間事業者による業務対象となる場合、所要の性能・機能が発揮できるように維持するためにも2027年3月末日までに国にてドレンパンが取り外せるように改修工事を実施して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は、競争参加資格確認後に提供する資料により判断いただくほか、協議によります。	

280	3	要求水準書	35	3	第3編業務別要求水準 第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・ 運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準 ア別表ア：保守・管理に係る要求性能 ②機械設備	「空気調和設備において常に所要の性能・機能が発揮できるように維持する。」とされていますが、管理医務病棟や診療棟の事務室や廊下等の空調機FCUにおいて天井内の天井吊りボルト、配管、ケーブルラック、チャンネル材（軽量鋼材）等が干渉しドレンパンが取り外せない場所が9箇所あります。このような場所も民間事業者による業務対象となる場合、所要の性能・機能が発揮できるように維持するためにも2027年3月末日までに国にてドレンパンが取り外せるように改修工事を実施して頂けない又は回答が不明確な場合は、ドレンパンが取り外せないことが起因して機器が壊れたり、カビや錆などが発生した際の責任は民間事業者にはないとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は、競争参加資格確認後に提供する資料により判断いただくほか、協議によります。	
281	3	要求水準書	35	3	第3編業務別要求水準 第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・ 運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準 ア別表ア：保守・管理に係る要求性能 ②機械設備	「空気調和設備において常に所要の性能・機能が発揮できるように維持する。」とされていますが、管理医務病棟や診療棟の事務室等の空調機FCUにおいて点検口直下に机、PC、ラック等が設置されており、メンテナンスが出来ない場所が9箇所あります。このような場所は民間事業者による業務対象外との理解でよろしいでしょうか。	詳細は、競争参加資格確認後に提供する資料により判断いただくほか、協議によります。	
282	3	要求水準書	35	3	第3編業務別要求水準 第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・ 運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準 ア別表ア：保守・管理に係る要求性能 ②機械設備	「空気調和設備において常に所要の性能・機能が発揮できるように維持する。」とされていますが、少年センターの事務室等の空調機FCUにおいて天井内の天井吊りボルト、配管、チャンネル材（軽量鋼材）等が干渉しドレンパンが取り外せない場所が8箇所あります。また、点検口の位置が悪くてドレンパンが取り外せない場所が1箇所あります。このような場所は民間事業者による業務対象外との理解でよろしいでしょうか。	詳細は、競争参加資格確認後に提供する資料により判断いただくほか、協議によります。	
283	3	要求水準書	35	3	第3編業務別要求水準 第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・ 運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準 ア別表ア：保守・管理に係る要求性能 ②機械設備	「空気調和設備において常に所要の性能・機能が発揮できるように維持する。」とされていますが、少年センターの事務室等の空調機FCUにおいて天井内の天井吊りボルト、配管、チャンネル材（軽量鋼材）等が干渉しドレンパンが取り外せない場所が8箇所あります。また、点検口の位置が悪くてドレンパンが取り外せない場所が1箇所あります。このような場所も民間事業者による業務対象となる場合、所要の性能・機能が発揮できるように維持するためにも2027年3月末日までに国にてドレンパンが取り外せるように改修工事を実施して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は、競争参加資格確認後に提供する資料により判断いただくほか、協議によります。	
284	3	要求水準書	35	3	第3編業務別要求水準 第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・ 運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準 ア別表ア：保守・管理に係る要求性能 ②機械設備	「空気調和設備において常に所要の性能・機能が発揮できるように維持する。」とされていますが、少年センターの事務室等の空調機FCUにおいて天井内の天井吊りボルト、配管、チャンネル材（軽量鋼材）等が干渉しドレンパンが取り外せない場所が8箇所あります。このような場所も民間事業者による業務対象となる場合、所要の性能・機能が発揮できるように維持するためにも2027年3月末日までに国にてドレンパンが取り外せるように改修工事を実施して頂けない又は回答が不明確な場合は、ドレンパンが取り外せないことが起因して機器が壊れたり、カビや錆などが発生した際の責任は民間事業者にはないとの理解でよろしいでしょうか。国との理解でよろしいでしょうか。	詳細は、競争参加資格確認後に提供する資料により判断いただくほか、協議によります。	
285	3	要求水準書	35	12	第3編業務別要求水準 第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・ 運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準 ア別表ア：保守・管理に係る要求性能 ②機械設備	実施方針等に関する質問回答書No270にて「修繕は必要性及び緊急性等を勘案して実施します。」との回答ですが、要求水準書30ページ6行目の記載には民間事業者には「性能を維持し、耐久性を確保すること」を求めていることから、国側の判断にて修繕又は更新が行われていないことに起因する耐久性を損ねる状態に伴う周囲への二次被害を与えた場合には国にて対応するとの理解でよろしいでしょうか。	事案に応じて様々な対応が考えられますので、一概にお示しすることは困難です。	
286	3	要求水準書	36	8	第3編 業務別要求水準 第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・ 運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準 イ別表イ：運転監視に係る要求性能 ①電気設備	「LED照明の場合は器具交換を含む。」とされていますが、LED照明は一般的に耐用年数10年と言われているため、メーカー推奨交換時期（耐用年数）を超過したLED照明は国による修繕又は更新等の対象となり、民間事業者が行う対象ではないとの理解でよろしいでしょうか。	LED照明の場合は器具交換を含めて、民間事業者に行っていただきます。	

287	3	要求水準書	36	8	第3編業務別要求水準 第3施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準 イ別表イ：運転監視に係る要求性能 ①電気設備	実施方針等に関する質問回答書No272にて「要求水準書のとおり、LED照明の交換は器具を含めて民間事業者の業務となります。」との回答ですが、民間事業者により交換する対象物は故障又は使用出来ないLED照明器具との理解でよろしいでしょうか。	LED電球の寿命により使用ができなくなった際等も民間事業者により交換していただきます。	
288	3	要求水準書	36	8	第3編業務別要求水準 第3施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準 イ別表イ：運転監視に係る要求性能 ①電気設備	実施方針等に関する質問回答書No272にて「要求水準書のとおり、LED照明の交換は器具を含めて民間事業者の業務となります。」との回答ですが、LED照明以外の蛍光灯器具等についての器具更新は国が実施するとの理解でよろしいでしょうか。	蛍光灯の器具の交換が必要な場合については貴見のとおりです。	
289	3	要求水準書	36	8	第3編業務別要求水準 第3施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準 イ別表イ：運転監視に係る要求性能 ①電気設備	実施方針等に関する質問回答書No272にて「要求水準書のとおり、LED照明の交換は器具を含めて民間事業者の業務となります。」との回答ですが、次期事業の契約後にLED照明以外の蛍光灯器具等について国がLED照明器具に更新した場合には、現状の積算には含まれていないため民間事業者が行う対象ではないとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりですが、民間事業者が蛍光灯等の交換に必要な費用として積算した金額については、委託費の減額の対象となります。	
290	3	要求水準書	36	8	第3編業務別要求水準 第3施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準 イ別表イ：運転監視に係る要求性能 ①電気設備	実施方針等に関する質問回答書No272にて「要求水準書のとおり、LED照明の交換は器具を含めて民間事業者の業務となります。」との回答ですが、次期事業の契約後にLED照明以外の蛍光灯器具等について国がLED照明器具に更新したもののにおいても、LED照明の交換は器具を含めて民間事業者が行う対象となる場合は、そのLED照明器具の仕様及び数量を建物ごとに具体的に明示して下さい。	質問No. 289の回答のとおりです。	
291	3	要求水準書	36	8	第3編業務別要求水準 第3施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準 イ別表イ：運転監視に係る要求性能 ①電気設備	実施方針等に関する質問回答書No273にて「要求水準書のとおり、LED照明の交換は器具を含めて民間事業者の業務となります。現行事業における全数工事は予定しておりません。」との回答ですが、民間事業者により交換する対象物は故障又は使用出来ないLED照明器具との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書のとおり、LED照明の交換は器具を含めて民間事業者の業務となります。 また、LED電球の寿命により使用ができなくなった際等にも民間事業者により交換していただきます。	
292	3	要求水準書	36	8	第3編業務別要求水準 第3施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準 イ別表イ：運転監視に係る要求性能 ①電気設備	実施方針等に関する質問回答書No274にて「国の指定する修繕記録を保管いただきます。」との回答ですが、現行事業においてそのような書類は受領しておりませんので、次期事業においては、競争参加資格確認後又は事業者決定後に民間事業者へ資料を開示して下さい。	保管を求める場合には必要に応じて事前に開示します。	
293	3	要求水準書	39	2	第3編 業務別要求水準 第3 施設維持管理業務 4. エネルギーマネジメント業務	実施方針等に関する質問回答書No277にて「貴見のとおりです。」との回答ですが、要求水準書に記載が無いため再度質問させていただきます。「ケアセンターを除く。」とされていますが、ケアセンターは法務省が提出する省エネルギー法定期報告書や環境確保条例に基づく定期報告書等の提出の必要がない建物との理解でよろしいでしょうか。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 277による回答のとおりです。	

294	3	要求水準書	39	2	第3編 業務別要求水準 第3 施設維持管理業務 4. エネルギーマネジメント業務	実施方針等に関する質問回答書No278にて「貴見のとおりです。」との回答ですが、要求水準書に記載が無いため再度質問させていただきます。「ケアセンターを除く。」とされていますが、ケアセンターは法務省が提出する省エネルギー法定期報告書や環境確保条例に基づく定期報告書等の提出の必要がある場合は、定期的な水光熱使用量のデータ収集作業が必要になりますが、その作業は民間事業者が実施しないとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 278による回答のとおりです。	
295	3	要求水準書	39	2	第3編 業務別要求水準 第3 施設維持管理業務 4. エネルギーマネジメント業務	実施方針等に関する質問回答書No279にて「貴見のとおりです。」との回答ですが、要求水準書に記載が無いため再度質問させていただきます。「ケアセンターを除く。」とされていますが、ケアセンターは法務省が提出する省エネルギー法定期報告書や環境確保条例に基づく定期報告書等の提出の必要がある場合は、エネルギーマネジメント業務に関連する省エネルギー活動等の計画、実行、チェック、修正、報告等が必要になりますが、その作業は民間事業者が実施しないとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 279による回答のとおりです。	
296	3	要求水準書	39	2	第3編 業務別要求水準 第3 施設維持管理業務 4. エネルギーマネジメント業務	実施方針等に関する質問回答書No280にて「貴見のとおりです。」との回答ですが、要求水準書に記載が無いため再度質問させていただきます。「ケアセンターを除く。」とされていますが、「ケアセンターを除く。」とされていますが、ケアセンターは法務省が提出する省エネルギー法定期報告書や環境確保条例に基づく定期報告書等の提出の必要がある建物の場合、現行事業における既存建物の取りまとは民間事業者が行っていますが、ケアセンターの場合、民間事業者ではなく国が報告書の取りまとはを行うとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 280による回答のとおりです。	
297	3	要求水準書	42	6	第3編 業務別要求水準 第4 運営業務総務業務 1. 庶務・経理事務支援業務 (1) 基本的な考え方	「シェアードサービス等を利用して～」とありますが、医療（成人）に集約して業務を行う場合、使用する各種システムすべてが医療（成人）で操作可能、各施設すべてのデータが集約されているという認識でよろしいでしょうか。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 284による回答のとおりです。	
298	3	要求水準書	42	6	第3編 業務別要求水準 第4 運営業務総務業務 1. 庶務・経理事務支援業務 (1) 基本的な考え方	「シェアードサービス等を利用して～」とありますが、医療（成人）に集約して業務を行う場合、各施設の書類は国職員の方が医療（成人）に提出していただける認識でよろしいでしょうか。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 285による回答のとおりです。	
299	3	要求水準書	45	14	第3編 業務別要求水準 第4 運営業務総務業務 1. 庶務・経理事務支援業務 (3) 業務内容及び要求水準	ケアセンターを除く施設の窓口対応（差し入れ、宅下り業務を含む）、来訪者の接遇その他の庶務業務に係る一次対応を行うこととなっておりますが、法務省ホームページ内の「面会受付時間一覧」では12:15～13:00は面会受付時間ではないので、その時間帯は窓口業務は不要との理解でよろしいでしょうか。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 286による回答のとおりです。	
300	3	要求水準書	48	11	第3編 業務別要求水準 第4 運営業務総務業務 1. 庶務・経理事務支援業務 (3) 業務内容及び要求水準	要求水準書（案）では、「購入物品管理システムへの入力」となっていた細目だが、「矯正処遇・再犯防止業務支援システムへの入力」に変わっていますが、「購入物品管理システム」がなくなったとの認識でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	

301	3	要求水準書	57	1	第3編 業務別要求水準 第4 運営業務総務業務 3. 警備業務 (4) 費用の区分	「備品等(事務机、椅子、ロッカー等)」の費用区分に関する記載がありません。施設維持管理業務や庶務・経理等事務支援業務等の業務と同様に国負担との理解でよろしいでしょうか。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 303による回答のとおりです。	
302	3	要求水準書	58	8	第3編 業務別要求水準 第5 運営業務収容関連 サービス業務 1. 給食業務 (1) 基本的な考え方	「ケアセンターについては、医療（成人）で調理した食事をチルド運搬し、同センターにて再加熱するものとする。」とありますが、医療（少年）、西少鑑もケアセンター同様の方式で行っても要求水準未達にはならないとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 304による回答のとおりです。	
303	3	要求水準書	61	10	第3編 業務別要求水準 第5 運営業務収容関連 サービス業務 1. 給食業務 (3) 業務内容及び要求水準	「検食4食分」とありますが、これは医療（成人）、医療（少年）、ケアセンター、西少鑑にそれぞれ1食分との理解でよろしいでしょうか。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 305による回答のとおりです。	
304	3	要求水準書	62	14	第3編 業務別要求水準 第5 運営業務収容関連 サービス業務 1. 給食業務 (3) 業務内容及び要求水準	ケアセンターにおいては、国側にてケアセンター内炊場から各病棟等までの配送等を行うとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 308による回答のとおりです。	
305	3	要求水準書	62	15	第3編 業務別要求水準 第5 運営業務収容関連 サービス業務 1. 給食業務 (3) 業務内容及び要求水準	「一食ごとに盛り付けた状態にして配送を完了すること。」とありますが、医療（少年）及び西少鑑にもプレハブ庫があることより、医療（少年）及び西少鑑にて盛り付けを行ってもよろしいでしょうか。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 307による回答のとおりです。	
306	3	要求水準書	63	3	第3編 業務別要求水準 第5 運営業務収容関連 サービス業務 1. 給食業務 (3) 業務内容及び要求水準	ケアセンターにおいては、国側にて各病棟などからケアセンター内炊場までの配送等を行うとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 309による回答のとおりです。	
307	3	要求水準書	63	24	第3編 業務別要求水準 第5 運営業務収容関連 サービス業務 1. 給食業務 (3) 業務内容及び要求水準	外部機関等による、より客観性の高い衛生管理体制を構築と記載ありますが必ず外部機関の確認が必要でしょうか。また衛生管理体制とは衛生管理に対する帳票等の整備という見解でよろしいでしょうか。	外部機関による確認を必須としたものではありませんが、帳票等の整備だけでなく、HACCPに沿った衛生管理体制を構築する必要があります。	

308	3	要求水準書	64	32	第3編 業務別要求水準 第5 運営業務収容関連 サービス業務 1. 給食業務 (3) 業務内容及び要求 水準	災害等の発生時、非常時優先業務に従事する国の職員分及び事業者の非常食及び非常飲料を、7日分以上用意できる体制を確保すること。とあるが何名分の準備が必要でしょうか。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 311による回答のとおりです。	
309	3	要求水準書	66	1	第3編 業務別要求水準 第5 運営業務収容関連 サービス業務 1. 給食業務 (4) 費用の区分	「備品等(事務机、椅子、ロッカー等)」の費用区分に関する記載がありません。施設維持管理業務や庶務・経理等事務支援業務等の業務と同様に国負担との理解でよろしいでしょうか。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 312による回答のとおりです。	
310	3	要求水準書	68	15	業務区分 業務項目 衣類、寝具の調達、管理、更新 No.4 衣類、寝具（当直及び宿 日直用、矯正研修所の研 修員用を含む。）の調達 計画立案	ケアセンターの被収容者等に提供する衣類・寝具は、医療（成人）の女性被収容者等に提供する衣類・寝具と同じでもよろしいでしょうか。	女子中間ケアセンター（仮称）の被収容者等に提供する衣類・寝具は、東日本成人矯正医療センターの被収容者（女性）と同一のもので差し支えありません。	
311	3	要求水準書	69	25	第3編 業務別要求水準 第5 運営業務収容関連 サービス業務 2. 衣類・寝具の提供業務 (3) 業務内容及び要求 水準	清潔衣類・寝具等の供給（洗濯場～各施設の指定場所）は民間事業者が行うことになっております。対象施設における指定場所の箇所数についてご教授ください。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 314による回答のとおりです。	
312	3	要求水準書	70	7	第3編 業務別要求水準 第5 運営業務収容関連 サービス業務 2. 衣類・寝具の提供業務 (3) 業務内容及び要求 水準	使用済衣類・寝具等の回収（各施設の指定場所～洗濯場）は民間事業者が行うことになっております。対象施設における指定場所の箇所数についてご教授ください。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 315による回答のとおりです。	
313	3	要求水準書	71	1	第3編 業務別要求水準 第5 運営業務収容関連 サービス業務 2. 衣類・寝具の提供業務 (4) 費用の区分	「備品等(事務机、椅子、ロッカー等)」の費用区分に関する記載がありません。施設維持管理業務や庶務・経理等事務支援業務等の業務と同様に国負担との理解でよろしいでしょうか。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 317による回答のとおりです。	
314	3	要求水準書	73	17	第3編 業務別要求水準 第5 運営業務収容関連 サービス業務 3. 清掃・環境整備業務 (3) 業務内容及び要求 水準	日常清掃(仮眠室の寝具管理、事務室内の簡易清掃を含む)の業務頻度が毎開庁日となっていますが、医療（成人）診療室等の診療エリア、研修所の寮室・研修室等、児童公園なども含め、各施設との協議において頻度は決定されるとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 318による回答のとおりです。	

315	3	要求水準書	74	5	第3編 業務別要求水準 第5 運営業務収容関連 サービス業務 3. 清掃・環境整備業務 (3) 業務内容及び要求 水準	定期清掃（洗浄、ワックス塗布・研磨等）の業務頻度が毎月となっていますが、各施設との協議において頻度は決定されるとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 319による回答のとおりです。	
316	3	要求水準書	74	8	第3編 業務別要求水準 第5 運営業務収容関連 サービス業務 3. 清掃・環境整備業務 (3) 業務内容及び要求 水準	「特別清掃（ガラス清掃、外壁清掃、空調吹出し・照明機器等の清掃等）は、仕上げに応じた適切な方法により、対象箇所を清潔な状態に保つこと。」とされていますが、空調吹出し口の清掃は、パッケージ型やファンコイル型空調機の吹出しに限らず、換気扇や制気口等に付着する手の届く範囲の埃を乗り除くとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 320による回答のとおりです。	
317	3	要求水準書	74	8	第3編 業務別要求水準 第5 運営業務収容関連 サービス業務 3. 清掃・環境整備業務 (3) 業務内容及び要求 水準	特別清掃（ガラス清掃、外壁清掃、空調吹出し・照明機器等の清掃等）の業務頻度が半年に1回となっていますが、ガラス清掃や外壁清掃は年1回が一般的と料します。景観面や保安面も考慮に入れた施設毎や実施箇所毎による業務頻度の変更は事業者の提案に委ねられているとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書のとおり、半年に1回実施する必要があります。	
318	3	要求水準書	74	9	第3編業務別要求水準 第5運営業務収容関連 サービス業務 3. 清掃・環境整備業務 (3) 業務内容及び要求水 準	実施方針等に関する質問回答書No320にて「特別清掃は空調機の吹出しに限らず、換気扇等の全ての通気口が対象となります。」との回答ですが、対応範囲はビス等を外して内部の埃を取り除く清掃は必要なく、表面上の手の届く範囲との理解でよろしいでしょうか。	一般論として、容易に取り外せない部品の取り外しを求めるものではありません。	
319	3	要求水準書	74	9	第3編業務別要求水準 第5運営業務収容関連 サービス業務 3. 清掃・環境整備業務 (3) 業務内容及び要求水 準	実施方針等に関する質問回答書No320にて「特別清掃は空調機の吹出しに限らず、換気扇等の全ての通気口が対象となります。」との回答ですが、対応範囲はダクト内部の清掃は必要なく、手の届く範囲との理解でよろしいでしょうか。	ダクト内全部を対象とするものではありません。	
320	3	要求水準書	74	9	第3編業務別要求水準 第5運営業務収容関連 サービス業務 3. 清掃・環境整備業務 (3) 業務内容及び要求水 準	実施方針等に関する質問回答書No320にて「特別清掃は空調機の吹出しに限らず、換気扇等の全ての通気口が対象となります。」との回答ですが、対応範囲は手の届く範囲のみならず、ダクト内部の清掃も民間事業者による業務となる場合は、ダクトの点検口が必要な場合、国が天井面やダクトに点検口を設置するとの理解でよろしいでしょうか。	質問No. 319の回答のとおりです。	
321	3	要求水準書	74	9	第3編業務別要求水準 第5運営業務収容関連 サービス業務 3. 清掃・環境整備業務 (3) 業務内容及び要求水 準	実施方針等に関する質問回答書No320にて「特別清掃は空調機の吹出しに限らず、換気扇等の全ての通気口が対象となります。」との回答ですが、アジ研・法総研の各宿泊室内の通気口蓋は取り外しが出来ないように国にて竣工後に加工しているため清掃が出来ない状況です。このように清掃出来ない理由があるものは対象外との理解でよろしいでしょうか。	一般論として、容易に取り外せない部品の取り外しを求めるものではありません。	

322	3	要求水準書	74	9	第3編業務別要求水準 第5運営業務収容関連 サービス業務 3. 清掃・環境整備業務 (3) 業務内容及び要求水準	実施方針等に関する質問回答書No320にて「特別清掃は空調機の吹出しに限らず、換気扇等の全ての通気口が対象となります。」とのことですが、アジ研・法総研の各宿泊室内の通気口蓋は取り外しが出来ないように国にて竣工後に加工しているため清掃が出来ない状況です。このように清掃出来ない理由があるものについても対象となる場合は、2027年3月末日までに清掃出来るように復旧して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	質問No. 321の回答のとおりです。	
323	3	要求水準書	75	3	第3編 業務別要求水準 第5 運営業務収容関連 サービス業務 3. 清掃・環境整備業務 (3) 業務内容及び要求水準	「病害虫駆除として、鼠、ゴキブリ、蜂の巣等の駆除を行うこと」とされていますが、鳥害に関する事柄は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 323による回答のとおりです。	
324	3	要求水準書	75	3	第3編業務別要求水準 第5運営業務収容関連 サービス業務 3. 清掃・環境整備業務 (3) 業務内容及び要求水準	実施方針等に関する質問回答書No323にて「病害虫駆除として、鳥の駆除は求めませんが、清掃・環境整備業務の一環として鳥による糞の清掃等を行う必要はあります。」とのことですが、頻度については競争参加資格確認後に提供される資料に明示されるものとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は、要求水準を満たす限りにおいて、提案及び協議によりますが、清掃・環境整備業務を委託している趣旨を鑑みて、必要な範囲で清掃等を行っていただきます。	
325	3	要求水準書	75	3	第3編業務別要求水準 第5運営業務収容関連 サービス業務 3. 清掃・環境整備業務 (3) 業務内容及び要求水準	実施方針等に関する質問回答書No323にて「病害虫駆除として、鳥の駆除は求めませんが、清掃・環境整備業務の一環として鳥による糞の清掃等を行う必要はあります。」とのことですが、鳥の駆除だけでなく、鳥の卵や巣の除去等も国が対応するとの理解でよろしいでしょうか。	国が鳥等を駆除するか否かにかかわらず、清掃・環境整備業務の一環として鳥による糞の清掃等を行っていただきます。	
326	3	要求水準書	77	1	第3編 業務別要求水準 第5 運営業務収容関連 サービス業務 3. 清掃・環境整備業務 (4) 費用の区分	「備品等(事務机、椅子、ロッカー等)」の費用区分に関する記載がありません。施設維持管理業務や庶務・経理等事務支援業務等の業務と同様に国負担との理解でよろしいでしょうか。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 324による回答のとおりです。	
327	3	要求水準書	79	15	第5 運営業務収容関連 サービス業務 4. 理容等 (3) 業務内容及び要求水準 調髪の実施	調整に必要な物品のうち、別紙2に記載されているもの以外の国側が用意するものをご提示ください。(事業者として実施に不足があれば、追加提案する為。)	本業務に必要な備品については、全て民間事業者に整備していただきます。	
328	3	要求水準書	79	19	第3編 業務別要求水準 第5 運営業務収容関連 サービス業務 4. 理容等 (3) 業務内容及び要求水準	「男子の被収容者等に対しては、1か月に1回以上調髪を行うことを想定している。」とあります。女子の被収容者等に対しての頻度をご教授ください。	記載要領(様式集)の様式11の2を参照してください。	

329	3	要求水準書	81	3	第5 運営業務収容関連 サービス業務 4. 理容等 (4) 費用の区分	調髪価格に関する指針などありましたらご提示ください。	調髪価格は事業者の提案事項となります。 なお、調髪価格は、調髪に係る人件費相当額を想定しています。	
330	3	要求水準書	84	1	第3編 業務別要求水準 第5 運営業務収容関連 サービス業務 5. 職員食堂運営 (3) 業務内容及び要求 水準	84ページから85ページの表において、業務頻度が「毎日」となっている業務 細目が多数記載されています。一方、82ページでは必須となっているのは平 日のみであり、それ以外の祝祭日は任意となっています。「毎日」と記載さ れている趣旨についてご教授ください。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 334による回答のと おりです。	
331	3	要求水準書	88	3	第3編 業務別要求水準 第5 運営業務収容関連 サービス業務 6. 研修員等に係る寝具の 洗濯業務 (1) 基本的な考え方	「研修員等に係る寝具等の洗濯等の業務を独立採算業務として行う」とあり ます。一方、要求水準書（案）別紙5の74ページでは矯正研の研修員用の寝 具として掛布団、敷布団、毛布、まくら、敷布、襟布、まくらカバーの調達 が事業者側となっています。これは矯正研に限っては、寝具類（掛布団、敷 布団、毛布、まくら、敷布、襟布、まくらカバー）の調達は「衣類・寝具の 提供業務」で行うが、衣類・寝具カバー類の洗濯は「研修員等に係る寝具の 洗濯業務」として独立採算業務で実施するとの理解で間違いないでしょ うか。ご教授ください。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 335による回答のと おりです。	
332	3	要求水準書	90	6	第3編 業務別要求水準 第6 運営業務医療業務支 援 1. 医療情報システム業務 (2) 業務概要	実施方針等に関する質問回答書No336にて「更新業務の際に発生する設置済 のサーバ・PC・プリンター等の廃棄費用は、事業者負担です。」との回答を 頂いております。一方、廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法 律）では「排出事業者（国）は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの 責任において適正に処理しなければならない。（第3条）」と規定されてお ります。何故事業者負担であるのか論拠を明確にした回答をお願いします。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 336による回答のと おりです。	
333	3	要求水準書	91	32	第3編 業務別要求水準 第6 運営業務医療業務支 援 1. 医療情報システム業務 (4) 費用の区分	「備品等(事務机、椅子、ロッカー等)」の費用区分に関する記載がありませ ん。施設維持管理業務や庶務・経理等事務支援業務等の業務と同様に国負担 との理解でよろしいでしょうか。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 337による回答のと おりです。	
334	3	要求水準書	93	16	第3編 業務別要求水準 第6 運営業務医療業務支 援 2. 医療機器等の整備、維 持管理及び更新業務 (3) 業務内容及び要求 水準	「新規に購入・更新した医療機器等の搬入・据付け・調整作業を行うこ と。」とありますが、ケアセンターにおける医療機器の搬入・据付・調整に 伴う工事区分（医療機器の設置に伴う基礎やアンカーボルト等）をご指示下 さい。公表されない場合は、入札金額の積算根拠となる工事区分を事業者か ら提示させていただきます。なお、工事区分が公表された場合でも、事業者決定 後に実施する国との建築設備協議に於いて想定外の設備工事が発生した場合 には、事業者より別途追加工事費を請求する可能性があります。	競争参加資格確認後に提供する予定としています。	
335	3	要求水準書	93	16	第3編 業務別要求水準 第6 運営業務医療業務支 援 2. 医療機器等の整備、維 持管理及び更新業務 (3) 業務内容及び要求 水準	「新規に購入・更新した医療機器等の搬入・据付け・調整作業を行うこ と。」とありますが、対象は要求水準書（案）別紙内にある「【医療機器等 の整備、維持管理及び更新業務】本事業で更新する医療機器等一覧（東日本 成人矯正医療センター分）」ならびに「【医療機器等の整備、維持管理及び 更新業務】本事業で更新する医療機器等一覧（女子中間ケアセンター（仮 称）分）」に記載された医療機器等であり、国が調達もしくは移設する医療 機器等は対象外との理解でよろしいでしょうか。	本事業開始後に、国が調達又は移設した医療機器等は本事業の対象外で す。	

336	3	要求水準書	93	23	第3編 業務別要求水準 第6 運営業務医療業務支援 2. 医療機器等の整備、維持管理及び更新業務 (3) 業務内容及び要求水準	「・・・医療機器等のフルメンテナンスをを行い、・・・」とありますが、フルメンテナンスの中に専用回線を用いて外部から機器の状態を調べたり、場合によっては通信でソフトのバージョンアップを実施するいわゆる“リモートメンテナンス”も含まれていますでしょうか。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 347による回答のとおりです。	
337	3	要求水準書	93	23	第3編 業務別要求水準 第6 運営業務医療業務支援 2. 医療機器等の整備、維持管理及び更新業務 (3) 業務内容及び要求水準	医療機器等の保守管理・修理の業務頻度が「毎日」となっています。これは365日の業務実施を求められており、それに見合った事業費を積算する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 348による回答のとおりです。	
338	3	要求水準書	93	23	第6 運営業務医療業務支援 2. 医療機器等の整備、維持管理及び更新業務 (3) 業務内容及び要求水準	「フルメンテナンス」について250403回答に「原則、外部からの通信でソフトのバージョンアップを実施する等のメンテナンスについては、個人情報保護等の観点から認めておりませんが、情報漏洩等の問題が起きないような仕組みを構築できるのであれば、この限りではありません。（同仕組による対応の是非については、協議によります。）」とあります。実現可能として、費用計上しておくべきでしょうか。	同仕組みを構築するか否かは、要求水準を満たす限りにおいて、民間事業者の提案によります。そのため、本質問については趣旨が判然とせず回答が困難です。	
339	3	要求水準書	94	26	第3編 業務別要求水準 第6 運営業務医療業務支援 2. 医療機器等の整備、維持管理及び更新業務 (3) 業務内容及び要求水準	「更新計画の作成は全ての医療機器を対象とする。」とありますが、対象は要求水準書（案）別紙内にある「【医療機器等の整備、維持管理及び更新業務】本事業で更新する医療機器等一覧（東日本成人矯正医療センター分）」ならびに「【医療機器等の整備、維持管理及び更新業務】本事業で更新する医療機器等一覧（女子中間ケアセンター（仮称）分）」に記載された医療機器等のうち更新回数が記載されているもののみが対象との理解でよろしいでしょうか。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 352による回答のとおりです。	
340	3	要求水準書	94	26	第3編 業務別要求水準 第6 運営業務医療業務支援 2. 医療機器等の整備、維持管理及び更新業務 (3) 業務内容及び要求水準	更新計画について、国の医療方針の転換や医療（成人）の診療体制等の対外的理由により、要求水準で定められている機器の更新が事業期間内で変更せざるを得ない状況となった場合は更新予算の範囲で要望される機能を満たす他の機器の更新計画を提案する認識でよろしいでしょうか。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 353による回答のとおりです。	
341	3	要求水準書	94	26	第3編 業務別要求水準 第6 運営業務医療業務支援 2. 医療機器等の整備、維持管理及び更新業務 (3) 業務内容及び要求水準	要求水準書（案）別紙内にある「【医療機器等の整備、維持管理及び更新業務】本事業で更新する医療機器等一覧（東日本成人矯正医療センター分）」ならびに「【医療機器等の整備、維持管理及び更新業務】本事業で更新する医療機器等一覧（女子中間ケアセンター（仮称）分）」に記載された医療機器等から国の要望により医療機器の機種変更、台数変更、さらには新規の追加が生じた場合の保守費用の上昇に対するリスクは国負担との理解でよろしいでしょうか。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 354による回答のとおりです。	

342	3	要求水準書	94	26	第3編 業務別要求水準 第6 運営業務医療業務支援 2. 医療機器等の整備、維持管理及び更新業務 (3) 業務内容及び要求水準	一般的に医療機器等に接続されるパソコンの保守期間は5年と言われており、医療機器本体の更新予定より先にパソコンまたはその他備品(プリンター等)が故障することがあります。もし本体より先にそれらが故障した場合の更新費の官民区分についてご教授ください。	医療機器と一体で整備されたパーソナルコンピュータについては、原則、医療機器と同様に更新（保守を含む。）を含めて事業者負担となります。	
343	3	要求水準書	96	1	第3編 業務別要求水準 第6 運営業務医療業務支援 2. 医療機器等の整備、維持管理及び更新業務 (4) 費用の区分	「備品等(事務机、椅子、ロッカー等)」の費用区分に関する記載がありません。施設維持管理業務や庶務・経理等事務支援業務等の業務と同様に国負担との理解でよろしいでしょうか。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 356による回答のとおりです。	
344	3	要求水準書	96	1	第3編 業務別要求水準 第6 運営業務医療業務支援 2. 医療機器等の整備、維持管理及び更新業務 (4) 費用の区分	実施方針等に関する質問回答書No357にて「更新業務の際に発生する既存設置医療機器の配置の必要性が生じた場合は民間事業者負担となります。」との回答を頂いております。一方、廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）では「排出事業者(国)は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。(第3条)」と規定されております。何故事業者負担であるのか論拠を明確にした回答をお願いします。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 357による回答のとおりです。	
345	3	要求水準書	96	1	第6 運営業務医療業務支援 2. 医療機器等の整備、維持管理及び更新業務 (4) 費用の区分	既存設置医療機器の廃棄費用を積算し、計上しておくという理解でよろしいか。また、事業者が廃棄する物品は事業者に所有権移転された物品のみと考えて良いか。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 357による回答のとおりです。	
346	3	要求水準書	96	4	第6 運営業務医療業務支援 2. 医療機器等の整備、維持管理及び更新業務 (4) 費用の区分	「初期調達・更新費用」について250403回答に“初期”の意味は、「ケアセンターにおいて民間事業者が新規に調達する医療機器を想定しています。」とある。“更新”についてはケアセンターの新規調達医療機器の更新＋要求水準書別紙内にある「【医療機器等の整備、維持管理及び更新業務】本事業で更新する医療機器等一覧（東日本成人矯正医療センター）」で示される内容と考えて良いか。	貴見のとおりです。	
347	3	要求水準書	99	1	第3編 業務別要求水準 第6 運営業務医療業務支援 3. 医療器具の滅菌及び消毒業務 (4) 費用の区分	「備品等(事務机、椅子、ロッカー等)」の費用区分に関する記載がありません。施設維持管理業務や庶務・経理等事務支援業務等の業務と同様に国負担との理解でよろしいでしょうか。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 360による回答のとおりです。	
348	3	要求水準書	103	1	第3編 業務別要求水準 第6 運営業務医療業務支援 4. 医薬品・診療材料等の管理・搬送業務 (4) 費用の区分	「備品等(事務机、椅子、ロッカー等)」の費用区分に関する記載がありません。施設維持管理業務や庶務・経理等事務支援業務等の業務と同様に国負担との理解でよろしいでしょうか。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 365による回答のとおりです。	

349	3	要求水準書	104	2	第3編 業務別要求水準 第6 運営業務医療業務支援 5. 医療関係事務支援業務 (1) 基本的な考え方	実施方針に対する質問への回答No. 2において、女子中間ケアセンターの入所者全員が定期健康診断受診対象とのことですが、要求水準書の記載箇所をご教示ください。 また現事業においても入所時および半年ごとの健康診断に関する入力を実施しています。この業務に伴う業務量を確認したいため、頻度・入力内容等をご提示ください。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 2においては、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第61条に基づき、入所者全員が定期健康診断を受ける旨を回答したものであり、本事業に健康診断業務は含まれていません。 なお、要求水準書記載の医療事務支援は現行事業と同様に実施していただきますが、頻度・入力内容等詳細な運用については、事業者決定後、協議の上で決定します。	
350	3	要求水準書	104	2	第3編 業務別要求水準 第6 運営業務医療業務支援 5. 医療関係事務支援業務 (1) 基本的な考え方	要求水準書5ページには「民間事業者によるシェアードサービス等の導入による業務効率化を目指す」とあることより、医療（少年）、ケアセンター、西少鑑には事業者側のスタッフを配置しない提案も認められるとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 366による回答のとおりです。	
351	3	要求水準書	104	3	第3編 業務別要求水準 第6 運営業務医療業務支援 5. 医療関係事務支援業務 (1) 基本的な考え方	適正な請負の観点から執務室の見直しは可能でしょうか。有識者会議報告書の官民の連絡体制にあるように良好な執務環境を構築するため、指揮・命令による偽装請負の疑いを鑑み、官民をバーテーションで区切る等の措置が必要と認識しています。 本件は、実施方針に対する質問への回答No. 367において、運営準備期間中に国と民間事業者で協議を行う余地はあります。とのことでしたが、運営準備期間中に協議を行ったにもかかわらず見直しできなかった、では遅いため、受託決定後ではなく、競争的対話等で協議を行うとの認識でよろしいでしょうか。	競争的対話等において協議することは差し支えありません。	
352	3	要求水準書	105	17～	第3編 業務別要求水準 第6 運営業務医療業務支援 5. 医療関係事務支援業務 (3) 業務内容及び要求水準	「医務課におけるその他事務支援」の「医療事務作業補助としての事務支援」については、あくまでも医師・看護師等の指揮命令が発生しない範疇の業務との認識でよろしいでしょうか。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 368による回答のとおりです。	
353	3	要求水準書	106	1	第3編 業務別要求水準 第6 運営業務医療業務支援 5. 医療関係事務支援業務 (4) 費用の区分	「備品等(事務机、椅子、ロッカー等)」の費用区分に関する記載がありません。施設維持管理業務や庶務・経理等事務支援業務等の業務と同様に国負担との理解でよろしいでしょうか。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 369による回答のとおりです。	
354	3	要求水準書	110	11	第3編 業務別要求水準 第5 運営業務医療業務支援 6. 人工透析業務 (3) 業務内容及び要求水準	実施方針等に関する質問回答書No372で「人工透析室における車いす・ベッド移乗の介助、人工透析治療中の排泄（大便）トイレ介助は、原則、民間事業者となります。」との回答がありますが、トレイ介助、車いす・ベッド移乗の介助とも、公権力の行使に該当する恐れがあることから「戒護」に該当する業務内容を思料します。何故民間事業者側の業務となるのか根拠を明確にした回答をお願いします。	例示されたような介助行為は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律上、刑務官のみが行えることとされるものではありません。	
355	3	要求水準書	114	1	第3編 業務別要求水準 第6 運営業務医療業務支援 6. 人工透析業務 (4) 費用の区分	「備品等(事務机、椅子、ロッカー等)」の費用区分に関する記載がありません。施設維持管理業務や庶務・経理等事務支援業務等の業務と同様に国負担との理解でよろしいでしょうか。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 377による回答のとおりです。	
356	3	要求水準書 別紙1 対象業務と対象施設の一覧	2	11	清掃・環境整備業務	清掃・環境整備業務の対象施設として職員宿舎が○となっています。被貸与者が負担すべき部分は事業範囲から除外されと考えますが、職員宿舎において実施すべき業務内容は何かご教授ください。	空室となっている職員宿舎の清掃等が想定されます。	
357	3	要求水準書 別紙2 現有備品及び想定調達備品リスト	15	1	【運営準備支援業務】 (参考) 調達予定備品等一覧（女子中間ケアセンター（仮称）分）	(参考) 調達予定備品等一覧（女子中間ケアセンター（仮称）分）のリストの物品名称・型番に記載されている「メーカー名、型式」はあくまでも参考資料であることにより、同等品に置き換えての提案でも問題はないとの理解でよろしいでしょうか。	同等の物品であることを前提に、民間事業者からの提案によります。	

358	3	要求水準書 別紙2 現有備品及び想定 調達備品リスト	15	6	【運営準備支援業務】 (参考) 調達予定備品等 一覧(女子中間ケアセン ター(仮称)分)	門型金属探知機について、型式が記載されていますが、機種を選定は事業者 からの提案で宜しいでしょうか。	質問No. 357の回答のとおりです。	
359	3	要求水準書 別紙2 現有備品及び想定 調達備品リスト	15	8	【運営準備支援業務】 (参考) 調達予定備品等 一覧(女子中間ケアセン ター(仮称)分)	(参考) 調達予定備品等一覧(女子中間ケアセンター(仮称)分)のリスト にあるCAPIC製品は刑務所作業製品ですがあくまでも参考資料である ことより、同等品に置き換えての提案でも問題はないとの理解でよろしいで しょうか。	質問No. 357の回答のとおりです。	
360	3	要求水準書 別紙2 現有備品及び想定 調達備品リスト	15	26	【運営準備支援業務】 (参考) 調達予定備品等 一覧(女子中間ケアセン ター(仮称)分)	X線荷物検査装置について、型式が記載されていますが、機種を選定は事業 者からの提案で宜しいでしょうか。	質問No. 357の回答のとおりです。	
361	3	要求水準書 別紙2 現有備品及び想定 調達備品リスト	48	3	【警備業務】更新が必要 な現有警備機器及び新規 調達が必要な警備機器	更新機器について、メーカー名と型式が記載されていますが、機種を選定は事 業者からの提案で宜しいでしょうか。	質問No. 357の回答のとおりです。	
362	3	要求水準書 別紙4 現有官用 車及び想定調達リ スト	72	1	官用車更新リスト(東日 本成人矯正医療センター 等分)	別紙4 官用車更新リスト(東日本成人矯正医療センター等分)及び官用車新 規調達リスト(女子中間ケアセンター(仮称)分)に車種名が記載されてい ますが、車種の指定があるという認識でしょうか。	別紙4においては、現状国が想定している車種を記載していますが、車 両新規購入時及び更新時に現地協議において同等の車種の更新を予定し ております。	
363	3	要求水準書 別紙6 対象施設 と清掃・環境整備 業務の関係一覧	80		別紙6 対象施設と清 掃・環境整備業務の関係 一覧	職員宿舎の構内外の日常清掃が事業範囲となっています。一方、「国家公務 員宿舎に係る原状回復等の取扱いについて(財務省理財局:平成28年12月2 日財理第3028号)」では、「張芝、クローバー、樹木等植栽の維持管理はす べて被貸与者(職員宿舎の入居者)の共同負担とすることになっていること より、事業範囲とする法的根拠がないと料します。事業範囲とする根拠に ついてご教授ください。	要求水準書別紙6の注記に記載のとおり、御指摘の通達により被貸与者 の負担とされている部分は委託範囲外です。 なお、通達に誤記があったため、要求水準書を修正します。	○
364	3	要求水準書 別紙6 対象施設 と清掃・環境整備 業務の関係一覧	80		別紙6 対象施設と清 掃・環境整備業務の関係 一覧	女子中間ケアセンター(仮称)では、ベランダ等に防鳥ネットの設置はあり ますか。	防鳥ネットの設置は予定していません。	
365	3	要求水準書 別紙6 対象施設 と清掃・環境整備 業務の関係一覧	81		別紙6 対象施設と清 掃・環境整備業務の関係 一覧	東日本成人矯正医療センターにおいて、収容居室エリア内の廊下等は日常清 掃ならびに定期清掃の対象外といった解釈でよろしいでしょうか。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 387による回答の とおりです。	
366	3	要求水準書 別紙6 対象施設 と清掃・環境整備 業務の関係一覧	81		別紙6 対象施設と清 掃・環境整備業務の関係 一覧	東日本成人矯正医療センターにおいて、収容居室エリアは(×)となっており、 清掃業務の対象外となっております。収容居室エリアに属する収容居室 外側のベランダ・バルコニーも清掃・環境整備の対象外という理解でよろし いでしょうか。	実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答No. 388による回答の とおりです。	

367	3	要求水準書 別紙6 対象施設 と清掃・環境整備 業務の関係一覧	81		別紙6 対象施設と清 掃・環境整備業務の関係 一覧	女子中間ケアセンター（仮称）では、ベランダ等に防鳥ネットの設置はあり ますか。	質問No. 364の回答のとおりです。	
368	3	要求水準書 別紙8 医療情報シ ステム要求水準書	2	9	1. 医療情報システム要 求水準書概要 1.3. 施設概要 (3) 収容定員	要求水準書7ページと東日本少年矯正医療・教育センター、東京西少年鑑別 所の収容定員が異なっています。どちらが正かご教授ください。	東日本少年矯正医療・教育センター の定員を「210名」から「185 名」に、東京西少年鑑別所 の定員を「80名」から「43名」に修正し ます。	○
369	3	要求水準書 別紙8 医療情報シ ステム要求水準書	8	7	3. 規模・性能要件 3.1.1 参照性能	「必要な情報を提供すること。」とありますが、どのような情報が必要か具 体的に項目名等をご教示ください。	国際法務総合センター外の矯正局、矯正管区、矯正施設から、患者情報 共有システムを使用して患者の基礎情報、診療録、処方情報、検査記録 等を閲覧できるよう、同システムで参照する医療情報や、同システムと の連携・接続に必要な情報の提供をお願いします。	
370	3	要求水準書 別紙8 医療情報シ ステム要求水準書	37	15	5. システム機能要件 5.33. モバイル端末 4.1.4.1	「部門システムに保存されている画像をモバイル端末から参照できるこ と。」とありますが、この「部門システムに保存されている画像」とは、放 射線部門システムの画像という理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
371	3	要求水準書 別紙8 医療情報シ ステム要求水準書	37	16	5. システム機能要件 5.33. モバイル端末 4.1.4.2	「部門システムに保存されているレポートをモバイル端末から参照できるこ と。」とありますが、この「部門システムに保存されているレポート」と は、放射線部門システムのレポートという理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
372	3	要求水準書 別紙8 医療情報シ ステム要求水準書	37	19	5. システム機能要件 5.33. モバイル端末 4.1.5.2	「画像診断の結果を表示できること。」とありますが、5.33. モバイル端末 4.1.4.2にあるレポートの参照が出来ることで要件を満たすという理解でよ ろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
373	3	要求水準書 別紙8 医療情報シ ステム要求水準書	38	38	5. システム機能要件 5.34.3 クライアント要 件	「ノートPC等については、IEEE802.11ax に対応した無線LAN 機能を有す ること。なお、無線アクセスポイントについては国で用意するものとす る。」とありますが、国で用意する無線アクセスポイントについては、新た に調達（既存機器を更新）をされるという理解でよろしいでしょうか。	詳細は、競争参加資格確認後に提供する資料等により判断いただくほ か、協議によります。	
374	3	要求水準書 別紙8 医療情報シ ステム要求水準書	38	39	5. システム機能要件 5.34.3 クライアント要 件	「ノートPC等については、IEEE802.11ax に対応した無線LAN 機能を有す ること。なお、無線アクセスポイントについては国で用意するものとす る。」とありますが、国で用意する無線アクセスポイントの機種、及び台 数をご教示頂けないでしょうか。	詳細は、競争参加資格確認後に提供する資料等により判断いただくほ か、協議によります。	
375	3	要求水準書 別紙8 医療情報シ ステム要求水準書	38	39	5. システム機能要件 5.34.3 クライアント要 件	「ただし、無線アクセスポイントの保守（修繕を含む。）・設定及びRADIUS 認証への対応は業務範囲として行うこと。」とありますが、国で用意頂ける 機器のメーカー保守（修繕を含む。）が事業期間の10年間を担保できない場 合、故障等が発生した際には保守対応ができず現状回復できない恐れもあり ますが、その場合は国側で新たに調達を頂けるという認識でよろしいでし ょうか。	原則は、修繕にて原状回復をお願いします。原状回復ができない場合 は、協議によります。	
376	4	基本協定書（案）	2	31	第6条	本施設所在地をSPC所在地として登記しても構わないとの理解でよろしい でしょうか。	貴見のとおりです。	

377	4	基本協定書（案）	4	10	第7条 3 二	「～甲の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他の一切の処分(合併・会社分割等による包括承継を含む。)を行わないこと」とあります。株主の合併・会社分割等によりSPCの株式を合併先・分割承継会社等に承継する場合は、事前に甲に対して書面にて申し入れた場合は、承諾されるとの理解でよろしいでしょうか。	内容により、承諾しない場合もあります。	
378	4	基本協定書（案）	5	2	第9条	事業契約の成立について「甲及び乙のいずれの責めにも帰すことのできない事由」の場合が規定されていますが、「甲の責めに帰す場合」及び「乙の責めに帰す場合」はそれぞれどのような取扱いになるかについてご教授ください。	原則として、基本協定書（案）に示されていない責任負担については、帰責性のある側が、民法上の債務不履行責任を負います。	
379	4	基本協定書（案）	5	10	第10条	「本事業に関し」との記載より、本規定の対象となるのは本事業又は本事業に係る入札手続きに関して各号に該当するときに限定されるとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
380	5	事業契約書（案）	2	4	3 事業期間	事業期間は令和9年4月1日からとなっていますが、入札説明書には契約締結の日からとなっています。どちらが正かご教示ください。	御指摘の箇所の事業期間は運営準備期間等を含んでいません。ただし、本契約書（案）の効力は契約締結日から発生します。	
381	5	事業契約書（案）	3	18	第1章総則 第2条 七	「運営開始準備業務」について要求水準書上の定めがありませんが、民間事業者自らが業務を行うために必要な準備業務という意味で良いでしょうか。	貴見のとおりです。	
382	5	事業契約書（案）	4	14	第1章総則 第2条 十七	事業者管理資産には、施設維持管理業務での保守・管理の対象となっている建築物及び建築設備は含まないという理解でよろしいですか。	契約書（案）第2条第17号に規定する「事業者管理資産」については、貴見のとおりです。	
383	5	事業契約書（案）	4	27	第1章総則 第2条 二十	「「事業年度」とは、毎年4月1日から始まる1年間をいう。」とあります。本契約締結は令和8年2月を想定されています。この場合の令和8年3月31日まで取扱いについてご教授ください。	「事業年度」は、令和9年4月1日以降を想定した定義です。	
384	5	事業契約書（案）	8	20	第1章総則 第10条	維持管理・運営業務開始時に、施設の瑕疵によって事業者が増加費用が発生した場合、国が当該費用を負担するとの理解でよろしいでしょうか。	本条は要求水準書の変更に伴う費用負担に係る規定です。御質問の場合は、契約書（案）第28条の規定に従います。	
385	5	事業契約書（案）	8	27	第1章総則 第10条 1	国が許認可を取得し、又は届出をする必要がある場合において、遅延が発生したことに伴い、民間事業者に追加費用及び損害等が発生した場合、当該追加費用及び損害等は国の負担との理解でよろしいでしょうか。	本条は要求水準書の変更に伴う費用負担に係る規定です。御質問の場合は、契約書（案）第28条又は第43条第2項の規定に従います。	
386	5	事業契約書（案）	9	11	第1章－第12条－第3 項	「…保険に関する証券及び保険約款（特約がある場合には、当該特約に関する書類を含む。）又はこれらに代わるものを、それらの保険契約締結後直ちに国に提示し、原本証明付き写しを提出しなければならない。」となっていますが、保険証券の発行には保険契約締結後一定の期間を要することから、保険会社発行の「付保証書」を保険契約締結後直ちにご提出し、保険証券は発行され次第速やかに写しをご提出することによろしいでしょうか。 同様の規定は 別紙2－4（保険証券の提示）	貴見のとおりです。	
387	5	事業契約書（案）	9	25	第1章総則 第13条 2 二	「成果物について、給食運営業務に必要な範囲で自ら複製し、頒布し、展示し、改変し、若しくは翻案し、又は国が委託する第三者をして複製させ、頒布させ、展示させ、改変させ、若しくは翻案させること。」とあります。給食運営業務のみ適用され、それ以外の業務における成果物については複製、頒布、展示、改善、翻案はなされないと理解でよろしいでしょうか。	「本事業」の誤りです。契約書（案）を修正します。	○

388	5	事業契約書（案）	10	28	第1章総則 第16条 8	「国は、かかる相違が民間事業者の業務内容又は業務に要する費用に影響すると認められるときは、その相違に応じて必要な措置を執るものとする。」とありますが、民間事業者の入札の根拠となる入札参加資格確認後に開示される図面と実際の各センター施設の相違についても、必要な措置を国にて執るものという理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。 ただし、入札時に提示した図面と現況に差異があることについて、入札参加者が知り得ていたのにあえて指摘しなかった場合はこの限りではありません。	
389	5	事業契約書（案）	10	28	第1章総則 第16条 8	「国は、かかる相違が民間事業者の業務内容又は業務に要する費用に影響すると認められるときは、その相違に応じて必要な措置を執るものとする。」とありますが、民間事業者にて実施する医療機器の搬入据付工程が遅延する場合、その遅延に対する責は国が負うとの理解でよろしいでしょうか。	御質問の意味するところが判然としないため、お答えすることが困難です。	
390	5	事業契約書（案）	12	15	第1章－第21条－第3項	「（別紙2に従い付された保険等によりてん補される部分を除く。）」となっていますが、別紙2以外の（あるいは別紙2を上回る条件の）保険を事業者が提案により付している保険によりてん補される部分は除かれないという理解でよろしいでしょうか。念のためご教示ください。なお、第69条の文言（「ただし、民間事業者又は受託者等が加入した保険等によりてん補された部分を除く。」）との対比からも上記の趣旨と理解する次第です。	「別紙2以外の（あるいは別紙2を上回る条件の）保険を事業者が提案により付している保険によりてん補される部分」は除かれます。	
391	5	事業契約書（案）	12	17	第1章－第21条－第4項	「民間事業者が、本業務の実施に当たり、故意又は過失により、国に増加費用又は損害が発生した場合には、民間事業者は当該増加費用又は損害を負担するものとする。」となっていますが、民間事業者の故意又は過失によらないものについては民間事業者は国に発生した増加費用又は損害を負担することはないという理解でよろしいでしょうか。念のためご教示ください。	本項は、民間事業者の故意・過失による国の損害等に係る規定であり、その他契約書（案）第28条又は第43条第2項に記載のとおりです。	
392	5	事業契約書（案）	13	22	第3章運営準備 第1節 運営準備支援業務 第25条 2	管理開始予定日が空欄となっておりますが、提案時に運営準備支援業務の計画（人員配置、費用積算等）をするためには確定期日が必要です。本質問への回答時点で、女子中間ケアセンターの「管理開始予定日」をご提示いただけない場合は、実施方針での「令和7年11月完成予定」との記載、ならびに事業契約締結が令和8年2月とのことから令和8年3月1日を「管理開始予定日」としてよろしいでしょうか。	質問No.12の回答のとおりです。	
393	5	事業契約書（案）	13	25	第3章運営準備 第1節 運営準備支援業務 第25条 3	管理開始日が管理開始予定日より前の期日に設定された場合でも、民間事業者の費用（金融費用含める）の増加が予想されます。この場合、委託費の増額変更を認めていただけないでしょうか。	現時点で管理開始日が管理開始予定日より前の期日になることは想定していません。	

394	5	事業契約書（案）	13	27	第3章運営準備 第1節 運営準備支援業務 第25条4	「管理開始日が管理開始予定日の後の期日に設定されたことを起因として、運営準備支援業務が遅延した場合は、増加費用又は損害の負担につき第28条によるものとし、国は、必要と認められるときは、女子中間ケアセンター（仮称）の運営開始予定日を変更するものとする。」とあります。実施方針での「令和7年11月完成予定」ならびに事業契約締結が令和8年2月であることから管理開始予定日は令和8年3月1日が想定されます。一方、最新の市況では医療機器や車両の納期長期化が顕在しておりますことから、管理開始予定日が遅れて運営準備期間が1年未満となることが想定されるのであれば、その状況を前提にした提案する必要がありますので、現時点での想定される管理開始予定日についてご指示ください。	質問No. 12の回答のとおりです。	
395	5	事業契約書（案）	15	14	第3章運営準備 第4節 運営準備の完了及び本業務の体制整備 第31条	事業契約締結時点で、備品・車両等事業者調達資産が、事業者の責に拠らない昨今の社会的事象等によって納期長期が判明している場合、運営リハーサルや管理開始予定日までに配置できなかった場合、不可抗力等と理解でよろしいでしょうか。	御質問の社会事象等が不可抗力等に該当するかは個別の判断となります。	
396	5	事業契約書（案）	15	18	第3章運営準備 第4節 運営準備の完了及び本業務の体制整備 第31条2	「仕様が著しく異なり」「金額が著しく異なる」とありますが、「著しく」の基準については個々の解釈による部分が大きいのと考えます。「著しく」を削除し、変更が生じた場合、全ての事案について国と事業者が協議する形にして頂けないでしょうか。もしくは仕様における「著しく」、金額における「著しく」の判断基準（●%）をお示し下さい。	原案のとおりとします。	
397	5	事業契約書（案）	16	7	第3章運営準備 第4節 運営準備の完了及び本業務の体制整備 第32条6	「運営開始予定日の令和9年3月12日」とありますが、3ページの第2条八では「令和9年4月1日又は本契約に従い変更された日をいう」となっています。どちらが正かご教授ください。	「運営開始予定日の令和9年3月12日」は「令和9年3月12日」の誤りです。契約書（案）を修正します。	○
398	5	事業契約書（案）	17	3	第3章運営準備 第4節 運営準備の完了及び本業務の体制整備 第35条	「運営開始確認書の交付が運営開始予定日より遅延した場合（国に帰責性がある場合を除く。）には、民間事業者は、運営開始予定日から運営開始確認書が交付された日までの間（両端日を含む。）に応じ、別紙5の「1 委託費の構成」に記載された「施設維持管理業務、運営業務等の実施に要する費用」の1年間分の金額に国の債権に関する延納利息の率（昭和32年大蔵省告示第8号）に定める率に相当する率を乗じて計算した額の違約金を国に支払う。」とあります。第34条で運営開始確認書は女子中間ケアセンター（仮称）とその他の各センター施設に分けて交付されることから、女子中間ケアセンター（仮称）での遅延の場合には女子中間ケアセンター（仮称）の「施設維持管理業務、運営業務等の実施に要する費用」の1年間分の金額が対象との理解でよろしいでしょうか。その他の各センター施設における考え方も同様でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
399	5	事業契約書（案）	19	30	第4章－第45条	民間事業者の責めに帰すべき事由以外である、施設等損傷の帰責者が国、被収容者等、第三者もしくは不明の場合は、各センター施設の修繕又は設備の更新は国にて実施するとの理解でよろしいでしょうか。	人為的な原因に基づく場合については、概ね貴見のとおりです。	

400	5	事業契約書（案）	20	5	第4章維持管理・運営業務 第2節 業務の実施等 第45条 4	本条第1項に規定される事業者の責めに帰すべき事由による修繕・更新に係る増加費用の負担は、事業者が負うことに異議はありませんが、要求水準書p26の建築物保守・管理業務の業務区分No3には、「大規模修繕及び修繕は、国が実施する。」とあり、要求水準書p31の建築設備保守・管理・運転監視業務の要求水準には、修繕方法の提案や修繕計画の立案は含まれるものの、修繕の実施自体は業務に含まれておりません。建築物並びに建築設備等（他の業務で、国の費用負担で修繕を実施すると規定されている機器類を含む）の修繕の実施は国の全額費用負担にて行うものと理解することより、何故法令変更又は不可抗力の場合のみ第8章又は第9章に従わなければならないのかご教授ください。	御意見を踏まえ、契約書（案）を修正し、第45条第4項を削除します。	○
401	5	事業契約書（案）	20	18	第4章維持管理・運営業務 第2節 業務の実施等 第46条 5	「民間事業者の費用が増加する場合でも、委託費の増額は行わず、民間事業者の費用が減少するときは、国と民間事業者が協議して委託費を減額することができる。」とあります。これはあまりにも片務的です。増加時においても事業費の増額が認められるべきではないかと考えますが、お考えをご教示願います。	御質問の契約書第46条第5項における委託費の改定は、同条第4項に規定されているとおり、民間事業者側の事情による更新回数の変更であるためです。	
402	5	事業契約書（案）	20	26	第4章維持管理・運営業務 第2節 業務の実施等 第46条 9	「更新に係る医療機器等について、同型機種が製造中止となり、その後継機種の機能が上昇し、市場価格が事業者の想定と著しく異なるときは、増加費用の負担について民間事業者は国に協議を申し入れることができる。」とありますが、医療機器等には事業者調達資産である車両や医療情報システム等の全ての事業者調達資産が含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	「医療機器等」は、医療機器及びその他医療関係の備品を指します。	
403	5	事業契約書（案）	20	26	第4章維持管理・運営業務 第2節 業務の実施等 第46条 9	「更新に係る医療機器等について、同型機種が製造中止となり、その後継機種の機能が上昇し、市場価格が事業者の想定と著しく異なるときは、増加費用の負担について民間事業者は国に協議を申し入れることができる。」とありますが、「著しく」の定義が不明確と思料します。具体的な基準をお示しください。	原案のとおりとします。	
404	5	事業契約書（案）	21	32	第4章維持管理・運営業務 第2節 業務の実施等 第50条 8	「民間事業者は、前項に規定する日までに後継人工透析業務担当法人を確保できなかったときは、人工透析業務を終了する日から本契約の期間が終了する日までの期間における人工透析業務の実施に必要な費用（提案書類で想定されたサービスの提供を基に算定する。）の合計金額の100分の3に相当する金額を違約金として国に支払わなければならない。」とあります。ここで言う「人工透析業務の実施に必要な費用」を具体的にお示しください。	記載要領（様式集）様式10（提案書）の「参考資料 様式1－04－2 委託費年度別内訳書」中の「人工透析業務費」に記載された金額を元に算定します。	
405	5	事業契約書（案）	22	19	第5章委託費の支払 第51条 3	「国は、委託費の第1回の支払日までに第34条第1項に規定する運営開始確認書を交付していない場合には、運営開始確認書を交付するまでの間、委託費の支払を行わない。」とあります。第34条で運営開始確認書は女子中間ケアセンター（仮称）とその他の各センター施設に分けて交付されることから、女子中間ケアセンター（仮称）での遅延の場合には女子中間ケアセンター（仮称）の「施設維持管理業務、運営業務等の実施に要する費用」の1年間分の金額が対象との理解でよろしいでしょうか。その他の各センター施設における考え方も同様でよろしいでしょうか。	運営開始の遅延の場合における委託費の支払の詳細については、契約書（案）別紙5の5のとおりです。	
406	5	事業契約書（案）	23	9	第6章契約期間及び契約の終了 第56条 2	「維持管理・運営期間終了日の1年から6カ月前までに、必要に応じ、要求水準書等の内容を満たすよう、機器の更新等を実施する。」とありますが、機器とは事業者調達資産との理解で良いでしょうか。	事業者管理資産を指します。	
407	5	事業契約書（案）	23	9	第6章契約期間及び契約の終了 第56条 2	「維持管理・運営期間終了日の1年から6カ月前までに、必要に応じ、要求水準書等の内容を満たすよう、機器の更新等を実施する。」とありますが、更新等の実施とは、所有権の移転が完了している状態を指すとの理解で良いでしょうか。	貴見のとおりです。なお、事業者所有資産については、この限りではありません。	

408	5	事業契約書（案）	26	24	第7章－第65条－第1項	初期投資額について、履行保証保険が求められておりますが、1期事業では求められておらず、本事業も前回と同じく維持管理・運営の比重が大きい事業であるため、履行保証保険の削除をご検討願いたく存じます。 履行保証保険の保険契約者は事業者（SPC）となりますが、SPCであるため財務的信用力がなく、構成員は引受保険会社に対してSPCを連帯保証する必要があります。一方で、SPCは多くの維持管理・運営を担う企業で構成され、特定の構成員の比重が著しく大きいということでもない中で、SPCの業務を連帯保証するということは、他の構成員の業務の履行も実質的に連帯保証することとなり、一部の業務を担う構成員にとっては過度な負担となります。	原案のとおりとします。	
409	5	事業契約書（案）	26	24	第7章－第65条－第1項	初期投資額について、「物品調達に必要な初期投資費用等」に対して、履行保証保険が求められておりますが、「事業者所有資産」は引き渡しを要せず、事業者が所有権リスクを負う資産であるため、ここでの物品調達は、「事業者調達資産（事業者所有資産を除く）」という理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
410	5	事業契約書（案）	28	2	第9章不可抗力等第70条	「不可抗力に至らない事象」の要件として予見可能性を記載されていますが、非常にあいまいな定義であり事業者としてのリスクコストにもブレが生じます。たとえば被收容者の乱暴な行為による国所有・事業者所有の建物、設備、備品等が損傷した場合は、帰責者が明確であり「不可抗力に至らない事象」にはならないという理解でよろしいでしょうか。	御質問の場合については、契約書（案）第43条第2項のとおりです。	
411	5	事業契約書（案）	28	2	第9章不可抗力等第70条	「不可抗力に至らない事象」の要件として予見可能性を記載されていることより、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による交通遮断や電力供給の停止などは「不可抗力に至らない事象」にはならないという理解でよろしいでしょうか。	地域により被害状況が異なるため、一概にお答えすることが困難です。	
412	5	事業契約書（案）別紙2 保険	35	1	保険	準備期間中の保険と維持管理・運営期間中の保険が期間で区分して付保するよう記載がありますが、要求を満たす限りにおいて、準備期間から維持管理・運営期間を通して付保しても構いませんか。	貴見のとおりです。	
413	5	事業契約書（案）	35	9	別紙2－1－（1）	保険契約上の免責金額（自己負担額）については特段記載されていませんが、保険会社の保険引受上の条件として一定額の設定が求められる可能性がありますので、現実的に可能な合理的保険条件にて事業者にお任せいただけるという理解でよろしいでしょうか。 同様の規定：別紙2－2－（1）－ア	貴見のとおりです。	
414	5	事業契約書（案）	35	9	別紙2－1－（1）	保険金額としては再調達価額で付保する場合であっても、保険引受上一定の支払限度額（同金額までは再調達価額で補償される）の設定が保険会社から求められる可能性がありますので、そのような場合には、当該保険目的物の全てが全損することが常識的にはあり得ない等の事情を勘案して十分な補償と考えられる場合には、支払限度額の設定も許容していただけるという認識でよろしいでしょうか。 同様の規定：別紙2－2－（1）－ア	貴見のとおりです。	
415	5	事業契約書（案）	35	11	別紙2－1－（1）	「補償する損害」としては記載されている「水災危険」「不測かつ突発的な事故」を含んでいれば、補償危険としては、現実的・合理的な範囲で事業者にお任せいただけるという理解でよろしいでしょうか。 同様の規定：別紙2－2－（1）－ア	貴見のとおりです。	
416	5	事業契約書（案）	35	16	別紙2－1－（2）	「10億円／1事故以上」「1億円／1事故以上」との記載がありますが、それぞれ「10億円／1事故」以上（1事故について10億円以上）」「1億円／1事故」以上（1事故について1億円以上）」という理解でよろしいでしょうか。 同様の規定：別紙2－2－（1）－イ	貴見のとおりです。	

417	5	事業契約書（案）	35	22	別紙２－１－付記事項	「民間事業者又は準備業務受託者等は、業務遂行上における人身、対物及び車両の事故については、その損害に対する賠償責任を負い、これに伴う一切の費用を負担する。」との記載がありますが、この記載によって事業契約書（案）の本文各条項に定められている民間事業者又は準備業務受託者等の責任が加重されているということはないという理解でよろしいでしょうか。念のためご教示ください。 同様の規定：別紙２－２－（１番目）	貴見のとおりです。	
418	5	事業契約書（案） 別紙２ 保険	36	12	２ 維持管理・運営期間中の保険 (1) 国際法務総合センターの維持管理・運営業務 ウ 任意自動車保険	任意自動車保険は事業者で加入する事になっていますが、自動車損害賠償責任保険は所有者である国の負担でよろしいですか。	民間事業者負担となります。	
419	5	事業契約書（案） 別紙２ 保険	36	21	２ 維持管理・運営期間中の保険 (1) 国際法務総合センターの維持管理・運営業務 エ 独立採算業務の保険（組立保険）	独立採算業務の組立保険について、保険期間を準備期間とするよう要請がありますが、事業契約書（案）の定義によれば、準備期間とは本事業契約締結日後から始まります。事業契約締結時点では独立採算業務の工事を着工していないと思われますので、当該保険は実際の工事着工日から工事完了日まで付保することよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
420	5	事業契約書（案） 別紙２ 保険	36	21	２ 維持管理・運営期間中の保険 (1) 国際法務総合センターの維持管理・運営業務 エ 独立採算業務の保険（組立保険）	独立採算業務の保険として組立保険、生産物賠償責任保険が記載されておりますが、事業契約第47条の規定に基づけばこれらの保険料は提案価格には含まれないという理解でよろしいですか。	貴見のとおりです。	
421	5	事業契約書（案）	37	21	別紙２－２	「国が、第三者に対し、損害額の支払を行ったところにより損失を受けたときは、その損害について、民間事業者又は受託者等は国に対し損害賠償の責任を負うものとし、その賠償額等は双方協議により決定するものとする。」との記載がありますが、この記載によって事業契約書（案）の本文各条項に定められている民間事業者又は受託者等の責任が加重されているということはないという理解でよろしいでしょうか。念のためご教示ください。	貴見のとおりです。	
422	5	事業契約書（案） 別紙３ 維持管理・運営業務における増加費用負担	38	6	１ (1)	「通常の使用の範囲」の定義が不明確ですが、そもそもこの記載の前提は、①被収容者等の行為に起因していること、②当該行為について国及び民間事業者の双方に責めに帰すべき事由がない、です。何故「通常の使用の範囲」という条件を付けられるのかその根拠をお示しください。あわせて「通常の使用の範囲」の定義についてもご教授ください。	「通常の使用の範囲」とは、その物の本来の目的や用途による使用を指します。 国及び民間事業者に帰責性のない事由について、被収容者が通常の使用の範囲内で使用した場合にもかかわらず、事業者管理資産が損壊又は滅失した場合には民間事業者の費用負担をする旨規定しています。	
423	5	事業契約書（案） 別紙４ モニタリング及び改善要求措置要領	40	4	第３ モニタリングの方法 １ 実施期間等	「事業者調達資産のうち、事業者から譲渡を受けるもの」とは何を指すのか、ご教示ください。事業者所有資産を除く事業者調達資産は、既に本件運営開始予定日に所有権が国に移転しているものと思料します。	特段想定するものはありません。 上記に鑑みて、契約書（案）を修正します。	○
424	5	事業契約書（案） 別紙４ モニタリング及び改善要求措置要領	40	28	第４ 委託費の減額 １ 総論	「本事業に係る事業者の提供するサービスに対して一体として支払うものであることから、P F I 事業費の減額についても減額対象を細分化することは行わない」とあります。P F I 事業費の構成における「ア 物品調達に必要な初期投資費用」並びに「イ 初期投資の回収に要する費用」は、国からの第１回の支払時において国にとっては確定債務であり、当該費用を減額対象とすることは確定債務の不履行と考えられます。これらの費用を減額対象とすることについて、合理的なあるいは法律上の根拠等をお示しください。	御指摘の記載は、業務ごとの区分について細分化しないことを意図したものであり、御指摘の費用については、別紙４の第４の２（１）の表中の※印及び同（２）の本文中の記載のとおり、減額の対象に含まれていません。	

425	5	事業契約書（案） 別紙４ モニタリ ング及び改善要求 措置要領	42	20	第４ 委託費の減額 ２ 減額の種別及び減額金 額 （２）民間事業者の債務 不履行による減額ポイン トの蓄積に基づく減額 ア 減額ポイントの対象 となる事実	対象区分内の維持管理業務「建築物保守管理業務 建築設備運転監視業務」 の減額ポイントが計上される主な事実、24時間以上施設又は設備を利用でき ないことと記載されているが、設備機器によって24時間以内に復旧が難し いものもあると思われる。その場合は国と協議すれば該当しないとの理解で よろしいでしょうか。	協議の結果を約束するものではありませんが、そのような判断がなされ る場合もあると考えます。	
426	5	事業契約書（案） 別紙４ モニタリ ング及び改善要求 措置要領	42	31	第４ 委託費の減額 ２ 減額の種別及び減額金 額 （２）民間事業者の債務 不履行による減額ポイン トの蓄積に基づく減額 ア 減額ポイントの対象 となる事実	独立採算業務実施企業の破綻等により、代替企業選定までの間で独立採算業 務が実施できない場合についても減額ポイントの対象となりますでしょう か。	貴見のとおりです。	
427	5	事業契約書（案） 別紙４ モニタリ ング及び改善要求 措置要領	44	28	第４ 委託費の減額 ２ 減額の種別及び減額金 額 （４）協力企業等に対す る措置 ア 減額ポイントの各業 務への配分	これは、実際の減額における支払手続きではなく、あくまでも協力企業等の 業務履行上における管理のための仕組みとの理解でよろしいでしょうか。	本措置は支払手続に係る仕組みではありません。	
428	5	事業契約書（案）	49	10～ 16	３ 委託費の改定 （２）物価変動に伴う改 定 イ 改定時期	物価変動の指標評価は毎年４月１日に実施されるとありますが、契約開始の 令和９年４月１日にも行われるという認識でよろしいでしょうか。また、そ のタイミングで改定となった場合は、令和１０年度の支払いから変動となる が、「対価の改定は第５回支払いから適用となる」と記載があることから、 令和１０年の４月から６月分の委託費から変動することになるという認識で よろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
429	5	事業契約書（案） 別紙５ 委託費の支 払方法及び委託費 の支払額の改定	49	15	３ 委託費の改定 （２）物価変動に伴う改 定 ウ 改定方法	指標として人件費に関する費用は、「企業向けサービス価格指数」では、昨 今の人件費の高騰に追いつかないため、東京都の最低賃金の上昇率や建築保 全業務積算基準の上昇率を採用していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。	
430	5	事業契約書（案） 別紙４ 委託費の 支払方法及び委託 費の支払額の改定	49	15	３ 委託費の改定 （２）物価変動に伴う改 定 ウ 改定方法	料金改定の初回指標としての基準日を、落札者の決定月である令和7年11月 に変更いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。	
431	5	事業契約書（案） 別紙４ 委託費の 支払方法及び委託 費の支払額の改定	51	11	３ 委託費の改定 （３）収容人員の変動に 伴う改定 ア 対象となる費用	「全業務運営開始後の運営業務に必要な費用のうち、人件費（収容人員に 応じた変動分）を改定対象とする。」とあります。これは運営業務に含まれる 独立採算業務を除いた総務業務、収容関連サービス業務、医療業務支援業務 の対象となる業務が対象との理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
432	5	事業契約書（案） 別紙４ 委託費の 支払方法及び委託 費の支払額の改定	51	11	３ 委託費の改定 （３）収容人員の変動に 伴う改定 ア 対象となる費用	対象となる費用はセンター矯正施設に関わる費用との理解で、研修施設に関 わる費用は対象外との理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	

433	5	事業契約書（案）別紙4 委託費の支払方法及び委託費の支払額の改定	51	11	3 委託費の改定 (3) 収容人員の変動に伴う改定 ア 対象となる費用	様式1-04-1ならびに様式1-04-2において「収容人員に応じた変動分」との記載がある「庶務・経理事務支援業務」「自動車運転業務」「給食業務」「衣類・寝具の提供業務」「医療器具の滅菌及び消毒業務」「医療関連事務支援業務」が対象業務との理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
434	5	事業契約書（案）別紙4 委託費の支払方法及び委託費の支払額の改定	51	11	3 委託費の改定 (3) 収容人員の変動に伴う改定 ア 対象となる費用	対象となる費用は、様式1-04-1ならびに様式1-04-2の「収容人員に応じた変動分」に記載された金額との理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
435	5	事業契約書（案）別紙5 委託費の支払方法及び委託費の支払額の改定	51	11	3 委託費の改定 (3) 収容人員の変動に伴う改定 ア 対象となる費用	対象となる費用が「人件費（収容人数に応じた変動分）」とありますが、例えば庶務・経理支援業務のうち収容者にかかわらない業務に関する費用は対象外ということでしょうか。	貴見のとおりです。	
436	5	事業契約書（案）別紙5 委託費の支払方法及び委託費の支払額の改定	51	11	3 委託費の改定 (3) 収容人員の変動に伴う改定 ア 対象となる費用	対象となる費用が「人件費（収容人数に応じた変動分）」とありますが、例えば庶務・経理支援業務のうち収容者にかかわらない業務に関する費用も対象となる場合、国職員にかかわる業務も応分変動するということでしょうか。	質問No. 435の回答のとおりです。	
437	5	事業契約書（案）別紙5 委託費の支払方法及び委託費の支払額の改定	51	11	3 委託費の改定 (3) 収容人員の変動に伴う改定	ア対象となる費用に「全業務運営開始後の運営業務に必要な費用のうち、人件費（収容人員に応じた変動分）」とあるが、収容者にかかる費用のみ対象となる場合、総務業務「庶務・経理事務支援業務」において該当する業務は要求水準書「被収容者等の自弁物品購入支援」のみと認識しておりますが、その他の業務で該当する業務がある場合はご提示ください。	収容人員の変動により業務量が変化する業務が対象となります。	
438	5	事業契約書（案）別紙5 委託費の支払方法及び委託費の支払額の改定	51	11	3 委託費の改定 (3) 収容人員の変動に伴う改定	ア対象となる費用に「全業務運営開始後の運営業務に必要な費用のうち、人件費（収容人員に応じた変動分）」とあるが、「総務業務」「警備業務」は該当しないとの認識で良いでしょうか。	対象となる業務は、質問No. 433の回答のとおりです。	
439	5	事業契約書（案）	51	13	3 委託費の改定 (3) 収容人員の変動に伴う改定 イ 改定時期	収容人員の変動を踏まえた対価の改定は毎年4月1日に実施されるところですが、契約開始の令和9年4月1日にも行われるという認識でよろしいでしょうか。また、「対価の改定は第5回支払いから適用となる」と記載があることから、令和10年の4月から6月分の委託費から変動することになるという認識でよろしいでしょうか。	初回の評価は、令和9年度の収容延人員について行います。増額の場合は、令和11年4月から6月分の委託費の支払から適用され、減額の場合は、令和10年4月から6月分の委託費の支払から適用されます。	
440	5	事業契約書（案）別紙5 委託費の支払方法及び委託費の支払額の改定	51	18	3 委託費の改定 (3) 収容人員の変動に伴う改定 イ 改定時期	対価の改定：原則として翌年度4月1日以降の委託費の支払に反映させる。改定により契約金額が減額となる場合は、この限りではない。とありますが、この限りではない の意味をご教示ください。改定により契約金額が減額となる場合は、翌年度4月1日以降の委託費の支払に反映させるを、協議により移行期間を設ける。という認識でよろしいでしょうか。また契約金額が増額となる場合についてもご教示ください。	増額の場合は、翌年度の支払から適用し、減額の場合は、当該年度の支払から適用するとの趣旨です。	
441	5	事業契約書（案）別紙5 委託費の支払方法及び委託費の支払額の改定	51	20	3 委託費の改定 (3) 収容人員の変動に伴う改定 ウ 改定方法	収容人数が5割を割った場合に減額となりますが、各矯正施設の事業開始時の想定収容人数は何割（何人）を想定しているかお教えください。	詳細は、競争参加資格確認後に提供する資料により確認いただきますが、東日本成人矯正医療センター、東日本少年矯正医療・教育センター、女子中間ケアセンター（仮称）、東京西少年鑑別所の想定収容人員は、それぞれ各施設の定員の7割です。なお、女子中間ケアセンター（仮称）の令和9年度の想定収容人員は、130名です。上記に鑑みて、契約書（案）を修正します。	○

442	5	事業契約書（案）別紙5 委託費の支払方法及び委託費の支払額の改定	52	1	3 委託費の改定 (3) 収容人員の変動に伴う改定 ウ 改定方法	提示いただいた計算ですと、収容人数が5割から4割に1割減少すると、人件費が2割減少する計算になりますが、そこまでの人件費削減になりませんので、その場合、一部業務を国職員で負担していただくことは可能でしょうか。	御質問の場合に、一部業務を国職員で負担することはできません。	
443	5	事業契約書（案）別紙4 委託費の支払方法及び委託費の支払額の改定	53	16	5 運営開始の遅延の場合における委託費の支払 (1) イ	本項の対象となる費用については、事業期間中均等に支払われることから「遅延した期間において維持管理・運営業務が行われていたら支払われたであろう委託費」とは、本件運営開始予定日から実際に業務を開始した日までの遅延日数に応じて、日割りで減額されると理解してよろしいでしょうか。	精算払い部分など例外はありますが、概ねの考え方は貴見のとおりです。	
444	5	事業契約書（案）別紙4 委託費の支払方法及び委託費の支払額の改定	53	16	5 運営開始の遅延の場合における委託費の支払 (1) イ	「委託費総額から控除する。」の意味ですが、当該費用は実績払いであることから、第1回の支払額が減じられることになります。よって、結果として第1回の支払額が減じられたことによって、委託費総額から該当部分が控除されるという意味での記載との理解でよろしいでしょうか。	御質問の趣旨が判然としませんが、精算払いで支払う費用については、対象期間中に実績がなければ、委託費を支払うことはありません。	
445	5	事業契約書（案）別紙5 委託費の支払方法及び委託費の支払額の改定	49 51	13 18	3 委託費の改定 (2) 物価変動に伴う改定 (3) 収容人員の変動に伴う改定 イ 改定時期	物価変動に伴う改定 と収容人員の変動に伴う改定 は、どちらも翌年度4月1日以降の委託費の支払に反映させる。とありますが、計算の順番はどちらを先に反映させるのでしょうか。	契約書（案）別紙5の3（3）ウの計算方法の図中の＜条件＞のAPの※印のとおりです。	
446	6	事業者選定基準	8	4	(別紙) 【適正な事業の実施】4. 運営業務 総務業務 庶務・経理事務支援業務	庶務・経理事務の評価のポイントとして「開庁時間外を含めて、業務を的確かつ確実に実施できるための実施体制について、優れた提案がなされている。」と記載されていますが、入札説明会の際に、複数施設の統合管理体制を評価するというご説明がありましたが、入札説明会の内容を正と考えてよろしいでしょうか。	評価のポイントの記載と入札説明会における説明内容に齟齬があるとは考えておりません。	
447	6	事業者選定基準	8	4	(別紙) 【適正な事業の実施】4. 運営業務 総務業務 庶務・経理事務支援業務	庶務・経理事務の評価のポイントとして「開庁時間外を含めて、業務を的確かつ確実に実施できるための実施体制について、優れた提案がなされている。」と記載されていますが、開庁時間外は宿直業務のみとなりますが、宿直の体制が評価ポイントになるということでしょうか。	「開庁時間外を含めて」との記載のとおり、開庁時間外における実施体制は、本評価項目の対象の一部に過ぎません。	
448	6	事業者選定基準	8	8	(別紙) 【適正な事業の実施】4. 運営業務 総務業務 自動車運転業務	自動車運転業務の評価のポイントとして「開庁時間外を含めて、業務を的確かつ確実に実施できるための実施体制について、優れた提案がなされている。」と記載されていますが、入札説明会の際に、車の点検管理や臨機に対しても確実に対応を行う体制を評価するというご説明がありましたが、入札説明会の内容を正と考えてよろしいでしょうか。	自動車運転業務において、業務を的確かつ確実に実施できる実施体制の一例として御紹介したものであり、評価のポイントの記載と入札説明会における説明内容に齟齬があるとは考えておりません。	
449	6	事業者選定基準	8	12	(別紙) 【適正な事業の実施】4. 運営業務 総務業務 警備業務	警備業務の評価のポイントとして「開庁時間外を含めて、業務を的確かつ確実に実施できるための実施体制について、優れた提案がなされている。」と記載されていますが、開庁時間外は巡回業務のみとなりますが、巡回の体制が評価ポイントになるということでしょうか。	「開庁時間外を含めて」との記載のとおり、開庁時間外における実施体制は、本評価項目の対象の一部に過ぎません。	
450	6	事業者選定基準	9	25	企業等に関する評価 ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する評価	「グループで入札に参加する場合には、認定ごとに参加企業の認定点数を合計し、その合計点を構成企業の数で按分した点数とする。」とあります。これは評価点数は協力企業も含めた合計とし、加点はその評価点数の合計を構成企業数で除算するとの理解で間違いはないでしょうか。	「構成企業」は「構成企業及び協力企業等」の誤りです。事業者選定基準を修正します。	○

451	6	事業者選定基準	9	25	企業等に関する評価 ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する評価	ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する評価の計算方法は、次のいずれかをご教授ください。 ①グループ内の参加企業ごとに、「えるぼし」「くるみん」「ユースエール」から最も配点が高い区分より加点得点を算出し、その加点得点をグループ内で合計し、グループ内企業数で案分して計算する。 ②「えるぼし」「くるみん」「ユースエール」別に、グループ内参加企業ごとの加点得点をグループ内で合計し、グループ内企業数で案分したのち、最も加点得点が高い「えるぼし」「くるみん」「ユースエール」のうちのいずれかとする。	①による計算方法とします。	
452	6	事業者選定基準	9	26	企業等に関する評価 ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する評価	「複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。 ※ グループで入札に参加する場合には、認定ごとに参加企業の認定点数を合計し、その合計点を構成企業の数で按分した点数とする。」とありますが、加点は、「女性活躍推進法に…」 「次世代法に…」 「若者雇用促進法に…」 の3つのうち参加企業が認定された一番高い配点の認定の合計点を構成企業の数で按分するのでしょうか。 例) 企業A：えるぼし点、企業B：くるみん3点、企業C：えるぼし2点、合計9点÷3企業＝加点3点	該当箇所の記載が不明確であったため、事業者選定基準を修正します。	○
453	6	事業者選定基準	10	11	企業等に関する評価 賃上げの実施を表明した企業等に関する評価	ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する評価についてはグループで入札する場合の計算方法が記載されていますが、賃上げの実施を表明した企業等に関する評価では、グループで入札に参加する場合の評価点数の計算方法が記載されていません。計算方法についてご教授ください。	グループで入札に参加する場合は、全ての構成企業及び協力企業等による表明が必要です。 なお、該当箇所の記載が不明確であったため、事業者選定基準を修正します。	○
454	6	事業者選定基準	11	10	企業等に関する評価 賃上げの実施を表明した企業等に関する評価	「グループの場合に、実績確認において構成企業の一部又は全部の者が未達成となった場合、その後の減点措置は当グループ、未達成となった構成企業である企業及び未達成となった企業を構成員に含むグループに対して行う。」とあります。ここで言う「当グループ」とは本事業に取り組む応募グループを指し、「構成員に含むグループ」とは本事業とは別の応募グループを指すとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。 なお、該当箇所の記載が不明確であったため、事業者選定基準を修正します。	○
455	6	事業者選定基準	11	10	企業等に関する評価 賃上げの実施を表明した企業等に関する評価	国が考える大企業と中小企業の定義についてご教授ください。	中小企業とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等を言います。その余は大企業とします。	
456	7	様式集及び記載要領	1	1	第1 提出書類及び各様式の作成要領	「※担当者氏名及び連絡先を明記した場合は押印省略可」との記載がある様式すべてにおいて、代表者名の押印欄があっても押印は不要との理解でよろしいでしょうか。この質問は第1次審査資料提出に係る内容ですが、質問回答が6月上旬頃、第1次審査資料受付が6月12日となっていることより、早期の回答を希望します。	貴見のとおりです。	
457	7	様式集及び記載要領	1	29	第1 提出書類及び各様式の作成要領 2 第1次審査 (2) 入札参加資格の確認に関する提出書類 オ（イ）	会社定款は袋綴りをして原本に相違ない旨の記述の上、押印が必要でしょうか。また、押印が必要な場合、印鑑は実印でしょうか。この質問は第1次審査資料提出に係る内容ですが、質問回答が6月上旬頃、第1次審査資料受付が6月12日となっていることより、早期の回答を希望します。	袋とじをして原本に相違ない旨の記載の上、実印を押印してください。	
458	7	様式集及び記載要領	1	36	第1 提出書類及び各様式の作成要領 2 第1次審査 (2) 入札参加資格の確認に関する提出書類 オ（カ）	商業登記簿謄本は現在事項証明書もしくは履歴事項全部証明書でもよろしいのでしょうか。この質問は第1次審査資料提出に係る内容ですが、質問回答が6月上旬頃、第1次審査資料受付が6月12日となっていることより、早期の回答を希望します。	履歴事項全部証明書で差し支えありません。	

459	7	様式集及び記載要領	2	3	第1 提出書類及び各様式の作成要領 2 第1次審査 (2) 入札参加資格の確認に関する提出書類オ(ク)	申請企業が連結決算対象会社でない場合(単独決算のみで足りる企業の場合)は、本添付書類の提出は不要と考えてよろしいでしょうか。この質問は第1次審査資料提出に係る内容ですが、質問回答が6月上旬頃、第1次審査資料受付が6月12日となっていることより、早期の回答を希望します。	貴見のとおりです。	
460	7	様式集及び記載要領	2	3	第1 提出書類及び各様式の作成要領 2 第1次審査 (2) 入札参加資格の確認に関する提出書類オ(ク)	申請企業が親会社の連結決算対象会社である場合は、親会社の本添付資料の提出が必要でしょうか。この質問は第1次審査資料提出に係る内容ですが、質問回答が6月上旬頃、第1次審査資料受付が6月12日となっていることより、早期の回答を希望します。	貴見のとおりです。	
461	7	様式集及び記載要領	2	5	第1 提出書類及び各様式の作成要領 2 第1次審査 (2) 入札参加資格の確認に関する提出書類オ(ケ)	社会保険料納付証明(申請)書とありますが、直近の2年以内の期間について証明する「社会保険料納入証明書」を提出すればよいとの理解でよろしいでしょうか。この質問は第1次審査資料提出に係る内容ですが、質問回答が6月上旬頃、第1次審査資料受付が6月12日となっていることより、早期の回答を希望します。	提出可能な直近の労働保険料等納入証明書及び社会保険料納入証明書を提出してください。	
462	7	様式集及び記載要領	2	7	第1 提出書類及び各様式の作成要領 2 第1次審査 (2) 入札参加資格の確認に関する提出書類オ(コ)	「競争参加資格審査の等級を証する書類の写し(施設維持管理業務及び運営業務に携わる構成企業又は協力企業等(人工透析業務を実施する医療法人等を除く。))に限る。)」とありますが、記載要領1ページの2(2)ウにおいても提出を求められていますので、添付資料としては不要との理解でよろしいでしょうか。この質問は第1次審査資料提出に係る内容ですが、質問回答が6月上旬頃、第1次審査資料受付が6月12日となっていることより、早期の回答を希望します。	貴見のとおりです。	
463	7	様式集及び記載要領	2	7	第1 提出書類及び各様式の作成要領 2 第1次審査 (2) 入札参加資格の確認に関する提出書類オ(コ)	「認定や実績を有することを証する書類(内容を記載し、契約書等の写しも添付すること。)」とあります。提出の対象となる構成企業又は協力企業等(人工透析業務を実施する医療法人等を除く。)は、令和7・8・9年度法務省競争参加資格(全省庁統一資格)の格付けにおいてC等級であり、A等級・B等級の構成企業又は協力企業等(人工透析業務を実施する医療法人等を除く。)は提出の必要がないとの理解でよろしいでしょうか。この質問は第1次審査資料提出に係る内容ですが、質問回答が6月上旬頃、第1次審査資料受付が6月12日となっていることより、早期の回答を希望します。	「認定や実績を有することを証する書類(内容を記載し、契約書等の写しも添付すること。)」は、令和7・8・9年度法務省競争参加資格(全省庁統一資格)の格付けにおいてC等級に格付けされた企業が本入札と同程度の仕様の契約を履行した実績を証明するために提出するほか、入札説明書の8(2)イ(イ)ないし(エ)の要件の充足を担保する認定や実績を有することを証明するために提出していただくものです。したがって、全省統一資格の等級にかかわらず、該当する業務を担当する構成企業又は協力企業等に提出していただく必要があります。	
464	7	様式集及び記載要領	2	7	第1 提出書類及び各様式の作成要領 2 第1次審査 (2) 入札参加資格の確認に関する提出書類オ(コ)	「認定や実績を有することを証する書類(内容を記載し、契約書等の写しも添付すること。)」とあります。実績に関する条件は各構成企業・協力企業等がそれぞれの担当する業務について同程度の業務内容での履行実績との理解でよろしいでしょうか。この質問は第1次審査資料提出に係る内容ですが、質問回答が6月上旬頃、第1次審査資料受付が6月12日となっていることより、早期の回答を希望します。	質問463番に対する回答のとおりです。	
465	7	様式集及び記載要領	2	12	第1 提出書類及び各様式の作成要領 2 第1次審査 (3) 事業計画の概要等に関する提出書類	第一次審査で提出する様式7には、代表企業、構成企業及び協力企業等の企業名を記載できるとの理解でよろしいでしょうか。この質問は第1次審査資料提出に係る内容ですが、質問回答が6月上旬頃、第1次審査資料受付が6月12日となっていることより、早期の回答を希望します。	貴見のとおりです。	

466	7	様式集及び記載要領	3	25	第1 提出書類及び各様式の作成要領 3 第2次審査 (3) 提案書 1-02 リスク管理計画	「リスクの負担者については、負担する事業者等の名称を具体的に明記すること。」とのことですが、「第2. 作成上の留意点-2 企業名の記載」にある「特に指定のある場合」に該当するものとして、正・副にかかわらず、事業者名等の名称として当該負担者の具体的商号等を記載するという理解でよろしいでしょうか。	正本のみに記載してください。	
467	7	様式集及び記載要領	9	14	第1 提出書類及び各様式の作成要領 3 第2次審査 (4) 事業者選定基準別紙【4. その他】を証する書類	「従業員への賃金引上げ計画の表明書」において、従業員代表ならびに給与又は経理担当者欄には記名・押印欄がありますが、代表者氏名には記名欄しかないことより、代表者氏名の押印は不要との理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
468	7	様式集及び記載要領	9	17	第1 提出書類及び各様式の作成要領 3 第2次審査 (5) 定価ベースの価格証明書	様式はないことより任意様式での提出でよろしいでしょうか。また、署名ではなく記名の場合は押印が必要との理解でよろしいでしょうか。	任意様式で差し支えありません。なお、記名の場合には、代表者印を押印するか、担当者の氏名及び連絡先を記載してください。	
469	7	様式集及び記載要領	9	17	第1 提出書類及び各様式の作成要領 3 第2次審査 (5) 定価ベースの価格証明書	代表企業が事業範囲の全業務をまとめて作成し、代表企業名で提出するとの理解でよろしいでしょうか。	入札業務について代表企業に委任する場合には、代表企業が事業範囲の全業務をまとめて作成し、代表企業名で提出してください。	
470	7	様式集及び記載要領	9	26	第1 提出書類及び各様式の作成要領 4 入札書提出時 (2) 委任状	「記名捺印」とありますが、記名ですので「押印」かと思います。もしくは記名ではなく「署名」でしょうか。	「記名押印」の誤りです。記載要領を修正します。	○
471	7	様式集及び記載要領	10	23	第2 作成上の留意点 4 編綴方法	第2次審査資料は、A3の様式は折らずにA3のファイルに左綴じで提出するとの理解でよろしいでしょうか。それともファイルには綴じずにクリップ留め等で提出するのでしょうか。	第2次審査資料は、A4サイズのファイルに左綴じで編綴するようお願いいたします。 なお、A3の資料については、ファイルに収まるように折った上で編綴してください。	
472	7	様式集及び記載要領	10	29	第2 作成上の留意点 5 提出方法	「第1次審査に関する資料は正本1部、副本1部合計2部を提出すること。」とあります。印鑑証明書、納税証明書等の公的証明書類は正本用は原本で、副本用はその写しでもよろしいでしょうか。この質問は第1次審査資料提出に係る内容ですが、質問回答が6月上旬頃、第1次審査資料受付が6月12日となっていることより、早期の回答を希望します。	原本を正本とし、副本は写しで差し支えありません。	
473	7	様式集及び記載要領			様式6	様式6は、代表企業だけでなく、構成企業および協力企業についても作成するとの理解でよろしいでしょうか。この質問は第1次審査資料提出に係る内容ですが、質問回答が6月上旬頃、第1次審査資料受付が6月12日となっていることより、早期の回答を希望します。	貴見のとおりです。	

474	7	様式集及び記載要領			様式7	枠外にある「本事業に参画することについて、各構成企業及び協力企業等においてどのような位置付けをしているか、また、応募グループにおいて、どのような基本方針の下、本事業に取組むこととしているのか、想定する本事業の実施体制等を、以下の点に留意してA4判2枚以内（横置き可）で記載すること。」ならびに枠内にある記載事項は削除して提出してもよろしいでしょうか。この質問は第1次審査資料提出に係る内容ですが、質問回答が6月上旬頃、第1次審査資料受付が6月12日となっていることより、早期の回答を希望します。	削除して差し支えありません。	
475	7	様式集及び記載要領			様式1-01-1 様式1-04-1～様式1-04-6	＜様式作成にあたっての注意事項＞としての記載されたものは削除して作成するとの理解でよろしいでしょうか。	削除して差し支えありません。	
476	7	様式集及び記載要領			様式1-02 様式1-03	枠内の「注：●●●●」といった記載は削除して作成するとの理解でよろしいでしょうか。	削除して差し支えありません。	
477	7	様式集及び記載要領			標準書式	枠内にある「記入上の注意点」は削除して作成するとの理解でよろしいでしょうか。	削除して差し支えありません。	
478	7	様式集及び記載要領			様式3 様式4	※印の記載要領を説明している行は削除して作成するとの理解でよろしいでしょうか。	削除して差し支えありません。	
479	7	様式集及び記載要領			様式16	落札後の契約締結後に提出する様式であり、入札に係る提出書類ではないとの理解でよろしいでしょうか。	様式16については、令和7年10月15日までに提出してください。	
480	7	様式集及び記載要領			様式16	提出時期が不明です。提出期限、提出場所、提出方法等についてご教授ください。	入札説明書14（1）アないしウと同様としてください。	
481	7	様式集及び記載要領			別添資料（1）	「実施体制内訳」における事業期間は女子中間ケアセンター（仮称）も含めて令和9年4月から令和19年3月までの10年としての積算でよろしいでしょうか。	事業期間は貴見のとおりですが、「運営準備支援業務」については、業務期間に応じて積算してください。	
482	7	様式集及び記載要領			別添書式 役員等名簿	別添書式および役員等名簿は、代表企業だけでなく、構成企業および協力企業についても作成するとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
483	8	その他			従来の実施方法による情報の開示	女子中間ケアセンターの総務業務 庶務・経理等事務支援業務に関して、「人事事務支援」「会計事務支援」「共済事務支援」の対象となる国職員の人数の開示をお願いいたします。	女子中間ケアセンター（仮称）に係る国職員の定員については現在検討中です。	